

令和 9 年度 保育施設 利用のしおり



4 月 1 日付入所の申込方法・期間

■申込方法

申込みに必要な書類を揃えて、専用の申込フォーム（インターネット）からお手続きください。

【注 意】

次のいずれかに該当する方は、紙によるお手続きが必要です。

申込書類を揃えて、窓口を持参または郵送してください。

- ①【日野市民】市外の認可保育施設を希望園に含む
- ②【日野市外から転入予定】日野市内認可保育施設を希望
- ③【日野市外から転入予定】市外の認可保育施設を引き続き利用

【申込書類】

市ホームページにてダウンロードしてご利用ください（→27 ページ）。

【申込フォーム】

新規申込用と追加書類提出用の 2 種類があります（→13 ページ）。

■申込期間

	1 次利用調整	2 次利用調整
申込期間	令和 8 年 10 月 5 日（月） ～10 月 30 日（金）午後 4 時 30 分	令和 8 年 11 月 9 日（月） ～令和 9 年 2 月 3 日（水）午後 4 時 30 分
追加書類等 の提出期限	11 月 6 日（金）午後 4 時 30 分	
結果通知	令和 9 年 1 月 22 日（金）頃発送 ※結果について、窓口、電話等での問い合わせにはお答えしていません。	令和 9 年 2 月 19 日（金）頃発送
注意事項	① 2 次利用調整は、1 次利用調整で空きが生じた場合にのみ実施します。 ② 1 次利用調整決定者および 1 次利用調整決定辞退者は、2 次利用調整の対象となりません。 ③ 保育課窓口は、平日のみの開庁となります。 土曜・日曜日、祝日は開庁していませんが、電子申込は利用できます。	

【受付窓口・問い合わせ先】

日野市神明 1-13-2
子ども包括支援センターみらいく 1 階
日野市子ども部保育課相談受付係
電話 042-514-8637（直通）

【書類送付先（私書箱）】

〒191-8686
日野市子ども部保育課相談受付係

目 次

保育を行う上で特別な配慮を必要とする方へ.....	1
【参考】令和9年4月利用調整（1次）募集人数.....	2
前年度からの変更点・初めて申込みをする方へ.....	4

保育施設等の種類と給付認定について

1 保育施設等の紹介.....	6
2 教育・保育給付認定.....	9

利用申込について

3 申込方法・期間.....	12
4 申込みから入所までの流れ.....	15
5 申込みの条件.....	16
6 申込上の注意.....	17
7 申込みに必要な書類.....	27

利用調整について

8 利用調整について.....	32
9 利用調整基準指数表.....	34

利用者負担額等について

10 利用者負担額（保育料）と給食費.....	39
-------------------------	----

入所後の手続きについて

11 入所後の手続き.....	44
-----------------	----

保育施設について

12 休日、開所時間と保育時間.....	48
13 市立保育所.....	48
14 みさわ保育園 特別利用保育.....	49
15 途中卒園・進級する保育施設.....	50
16 認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）.....	51
17 保育施設情報.....	52

認可外保育施設について

18 概要・施設一覧.....	59
-----------------	----

幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）について

19 概要・施設一覧.....	62
-----------------	----

申請書類について

20 参考.....	65
------------	----

～～～保育を行う上で特別な配慮を必要とする方へ～～～
お子さまを安全にお預かりするために、ご理解とご協力をお願いします

1 保育を行う上で特別な配慮を必要とするお子さまの申込みについて

「特別な配慮」とは、お子さまの特性、障害、発達の段階、疾病等により、保育において必要となる配慮のことです。

日野市にお住まいのお子さまであって、医療的ケア（項目2参照）を必要としない児童については、原則として、市内全ての認可保育施設で受け入れています。ただし、施設的环境などによりご希望に添えない場合もありますので、入所申込前に入所を希望する施設への見学やお問い合わせを推奨します。

なお、受入れに関しては各施設ともに尽力しておりますが、入所が決定しても、お子さまの特性、障害、発達の段階、疾病、クラスの状況、保育士の配置などの様々な状況により、やむを得ず、入所時期に遅れが生じる場合などがあります。また、支援員（介助員）の配置を希望されたとしても、すぐの対応はできない場合があります。

【保育の実施における基本的な考え方】

○主治医が「集団での生活(保育)が可能」と判断していることが必要です。また、必要に応じ主治医の見解を求める場合があります。

○入所後に、施設と保護者との間で、保育における確認事項について話し合いを行い、「確認書」を取り交わす場合があります。また、必要に応じ、主治医の見解を求める場合があります。

○入所後は、施設と保護者による綿密な話し合いを行い、療育施設等の関係機関とも連携しながら、日中の集団生活(保育)を通じてお子さまの成長を見守ります。

○主治医の診断書を基に、必要に応じて、お子さまに支援員(介助員)を配置します(→29 ページ⑫)。

○支援員(介助員)を配置する際には、主治医の診断書が必要となりますので、ご用意ください。

○保育施設では、療育や専門的な療法による治療・医療行為は行っていません。

2 医療的ケアを必要とするお子さま（医療的ケア児）の申込みについて

集団保育が可能であると主治医が判断したお子さま(※)を対象に、「日野市保育所における医療的ケア児の受入ガイドライン」に基づき、受入れの可否を判断します。お申込みをお考えの場合は、必ずお早めに市保育課にご相談ください。

なお、主治医が集団保育可能と判断した場合であっても、お子さまの状況や保育施設の体制により、入所の時期や受け入れる保育所をご相談させていただく場合があります。

※施設での医療的ケアが不要であっても、見守りが必要なお子さま

（自宅で夜間に医療的ケアを要する場合など）も同様です。



「日野市保育所における医療的ケア児の受入ガイドライン」▲

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029053/1028619/index.html>

3 食物アレルギー等への対応について

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない食材がある場合は、事前に申し出てください。対応の内容は、施設により異なりますので、希望する施設に入所申込前にご確認ください。

食物アレルギーについては、医師の診断に基づき、可能な限りアレルギー食品除去食の対応を行っています。

いずれの場合においても、安全な給食の提供が困難な場合は、ご家庭からお弁当を持参していただく場合があります。

4 保育施設での薬の取扱い及び医療行為について

施設では、薬のお預かりは原則としてできません。保育時間内の与薬ではなく、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください。ただし、慢性疾患等の場合は対応できることもありますので、申込前に希望する施設に相談してください。

【参考】令和9年4月利用調整（1次）募集人数

R8.9.1 現在

	区分	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
旭が丘・多摩平・豊田・東豊田・東平山・西平山・神明	公立	あさひがおか保育園	6	7	5	5	3	3	29
		ひらやま保育園		10	2	-	5	1	18
	私立	あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	4	1	-	-	-	-	5
		栄光豊田駅前保育園		19	-				19
		ひよこハウス多摩平	15	-	-	-	-	-	15
		栄光多摩平の森保育園	10	14	-	-	-	-	24
		栄光多摩平中央保育園	10	10	-	-	-	-	20
		栄光たまだいら保育園		15	3	-	1	-	19
		あおぞら多摩平保育園	9	4	1	-	-	1	15
		わらべ日野市役所東保育園	15	11	1	-	-	-	27
		芝原保育園	9	6	3	2	-	-	20
		わらべ豊田駅南口保育園	6	3	-				9
		豊田保育園		16	8	-	2	-	26
		あおぞら東豊田保育園	9	1	2				12
		ひよこハウス豊田	12	3	3	-	-	-	18
	こども園	日野・多摩平幼稚園				-	-	-	0
		（仮称）日野ひかり幼稚園		5	6	-	-	-	11
	小規模	たまだいら1.2 smile house		6	-				6
		ひのめばえ保育園		9	1				10
大坂上・新町・日野・日野本町・万願寺・栄町	公立	おおくぼ保育園	6	8	4	3	-	-	21
		しんさかした保育園	6	4	5	-	2	-	17
	私立	日野保育園	9	7	2	1	-	-	19
		日野第二保育園	12	13	-	3	2	-	30
		至誠第二保育園	12	4	6	5	-	-	27
		よつぎ日野保育園	9	15	-	4	-	2	30
		至誠あずま保育園	5	4	-	1	-	-	10
		至誠ひの宿保育園	9	13	2	1	-	-	25
		しせい太陽の子保育園	6	4	1	1	-	-	12
		日野駅前かわせみ保育園	12	2	1	-	-	-	15
		至誠いしだ保育園	9	9	4	1	-	-	23
		万願寺保育園	6	2	1	-	-	-	9
		子どもの森あさかわ保育園	9	13	-	1	-	-	23
新井・高幡・程久保・三沢・百草	公立	あらい保育園		8	4	3	6	3	24
		たかはた台保育園		15	3	2	-	-	20
		みさわ保育園		15	3	-	1	-	19
		もぐさ台保育園	6	4	3	-	-	-	13
	私立	むこうじま保育園	12	14	-	-	-	-	26
		たかはた北保育園	10	5	7	1	-	-	23
		日野わかば保育園	6	15	1	-	-	-	22
	こども園	百草台幼稚園				6	1	-	7
平山・上田・南平	公立	みなみだいら保育園		15	3	1	1	-	20
		栄光平山台保育園 ※					-	-	0
	私立	栄光保育園	13	9	-	-	-	-	22
		つくしんぼ保育園	12	4	2	-	-	-	18
	こども園	上田せせらぎこども園	9	13	-	1	-	-	23
	小規模	栄光ひまわり保育園	3	5	-				8
		ののはな保育園		5	-				5
	合計		286	374	88	42	24	10	824

※2歳児クラス卒園後の進級先については50ページ参照

募集人数について

(1) 表の見方

- 年齢は、令和9年4月1日時点の年齢（クラス年齢）です。
- 斜線箇所は、その年齢の受入れを行っていません（申込みはできません。）。
- 4月1次利用調整で募集する人数です。
- 今後の調整により、募集人数が増減することがあります。
- 募集人数が「－」（0人）となっている場合でも、退所や転所で空きが生じる場合がありますので、申込みは可能です。
- 4月2次利用調整以降は、空きが生じている施設のみ募集します。
 - ・4月2次利用調整の募集人数は、令和9年1月28日（木）以降に公表する予定です。
 - ・5月1日付入所以降の利用調整に係る募集人数は、毎月25日頃に翌々月1日募集分を市ホームページ・保育課窓口にて公表します（→17ページ）。

(2) 区分の表記について

市立…日野市立保育所、私立…私立保育所、こども園…認定こども園、小規模…小規模保育事業

(3) 各施設について

- ① 2歳児で卒園し、卒園後に本園または提携園に進級となる施設があります（→50ページ）。
- ② 栄光平山台保育園について（→52ページ）
令和10年度末で閉園となります。
このことに伴い、段階的に受入れの停止を行っているため、募集しない年齢があります。
- ③ その他
施設の詳細は、52～57ページをご確認ください。
なお、認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）・小規模保育事業については、23・41・50・51ページもご覧ください。

クラス年齢について

各年4月1日現在の満年齢によって受入れ（クラス）年齢が決まります。

年度途中にお誕生日を迎えても、クラスに変更はありません。

クラス	誕生日
0歳児	令和8年(2026年)4月2日以降
1歳児	令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日
2歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
3歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
4歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
5歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

各月申込期間（令和9年5月以降入所希望の場合【各月1日付入所】）

申込期限：いずれも最終日の午後4時30分まで

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申込期間	3/11（木）～4/9（金）	4/10（土）～5/10（月）	5/11（火）～6/10（木）	6/11（金）～7/9（金）	7/10（土）～8/10（火）	8/11（水・祝）～9/10（金）
	11月	12月	1月	2月	3月	注意
申込期間	9/11（土）～10/8（金）	10/9（土）～11/10（水）	11/11（木）～12/10（金）	12/11（土）～1/7（金）	1/8（土）～2/3（木）	3月の申込期間は、他の月より短くなっています。

前年度からの変更点・初めて申込みをする方へ

前年度からの変更点

「しおり」に記載している内容は、毎年度、見直し・更新を行います。

申込みに必要な書類（→27～30 ページ）や利用調整基準指数表（→34～37 ページ）などを必ずご確認ください。

(1) 認定こども園（幼保連携型）の新設について

「日野ひかり幼稚園」が令和 9 年 4 月より認定こども園（幼保連携型）に移行することに伴い、新たに保育園枠が創設されます（→51 ページ）。また、施設情報については、56・57 ページをご確認ください。

(2) 保育施設に関する事項

52～57 ページをご確認ください。

(3) 利用施設の変更（転所）で申込みをされる方

産前産後休業・育児休業中で復職を伴わない転所を申込みの方については、募集定員に空きが生じた場合のみ利用調整の対象としていました。ここで、安心して第 2 子以降の出産・育児に臨める環境作りのため、この運用を廃止します。

(4) 産前産後休業証明書の廃止

「産前産後休業証明書」の提出を不要とします。育児休業に入られる期間が決まりしだい「育児休業証明書」を市保育課にご提出ください。

初めて申込みをする方へ

STEP1 「保育施設」を知ろう！

「保育施設」にも様々な種類・機能があります。
どのような施設があるのかを確認しましょう。

Q. どんな種類の施設があるの？

Q. 誰でも利用できるの？

CHECK

6 ページ～

STEP2 「利用したい保育施設」を決めよう！

保育施設の種類が分かったら、どこにどのような施設があるのかを確認し、利用したい施設を決めましょう。

Q. 家から通えそうな施設はどこ？

Q. 施設見学はできるのかな？

48 ページ～

STEP3 「申込方法・申込期間」を確認しよう！

Q. どうやって、いつまでに申込みをするの？

Q. どんな書類が必要？

Q. 生まれる前に申し込みできる？

12 ページ～

STEP4 「利用調整」を知ろう！

Q. どうやって入所者が決まるの？

Q. 指数（点数）って何？

32 ページ～

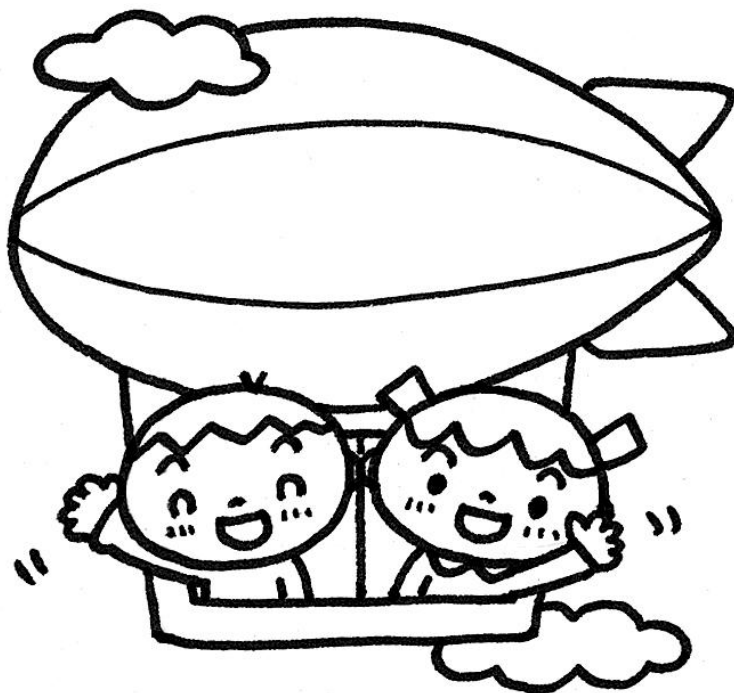
STEP5 「入所後のこと」を知ろう！

Q. 保育料はいくら？

Q. 仕事や家庭の状況が変わったら？

39 ページ～

保育施設等の種類と給付認定について



1. 保育施設等の紹介

(1) 就学前のお子さまが通う施設

ご家庭の保育ニーズ・お子さまの年齢に応じて、利用できる施設が異なります。
なお、日野市内には、該当がない施設もあります。

保護者の状況	お子さまの年齢	
	0～2 歳児	3～5 歳児
共働きなどで、長時間施設に通わせたい場合	①認可保育所 ②地域型保育事業（小規模保育） ③認定こども園 ・ 保育園枠 ④認可外保育施設	①認可保育所 ②認定こども園 ・ 保育園枠 ・ 幼稚園枠＋預かり保育 ③幼稚園＋預かり保育 ④認可外保育施設
昼間のみ、施設に通わせたい場合	—	①幼稚園 ②認定こども園 ・ 幼稚園枠

(2) 施設の種類に応じた申込先

日野市に申し込む保育施設

- ①認可保育所(市立・私立)
- ②地域型保育事業(小規模保育)
- ③認定こども園(保育園枠)



- 申込受付・・・毎月
- 選考方法・・・指数の高い順に決定

※申込方法等はこのしおりに記載

施設に申し込む保育施設（認可外）

- ①東京都認証保育所
- ②企業主導型保育事業
- ③その他認可外保育施設



施設に申し込む施設（幼稚園）

- ①認定こども園(幼稚園枠)
- ②市立幼稚園
- ③私立幼稚園



- 申込受付・・・随時
- 選考方法・・・施設による

※詳細は各施設に問合せを

■ 日野市に申込みを行う保育施設（認可保育施設）

施設の種類	概要
認可保育所	児童福祉法に基づいて国が定める設置基準を満たし、都道府県知事等の認可を受けた保育施設です。 保護者が働いている場合や病気・出産等のため、日中お子さまをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育します。 市立（市が設置・運営している施設）と私立（社会福祉法人等が設置・運営している施設）の2種類があります。
地域型保育事業 （小規模保育事業）	市が認可した小規模保育事業者が、定員 19 人までの小規模な施設で乳幼児の保育を行います（0～2 歳児クラス）。保護者が働いている場合や病気・出産等のため、日中お子さまをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育します。 保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設けています（→50 ページ）。
認定こども園 （保育園枠）	国の指針を基に、都知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育施設です。 教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。保護者が働いている場合や病気・出産等のため、日中お子さまをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育します。

■ 施設に直接申込みを行う保育施設（認可外保育施設） ※59・60 ページ参照

施設の種類	概要
東京都認証保育所	東京都が認証した民間事業者による施設です。東京都知事が認証する保育所基準により質を確保しつつ、保護者の多様な保育ニーズに応える施設です。市内には、2 歳児までお預かりする施設と 5 歳児までお預かりする施設の 2 種類があります。 また、保育料について、保護者負担軽減制度があります。
企業主導型保育事業	企業主導型の事業所内保育事業で、人員・設備等は認可保育施設並みの質を確保し、国の助成を受けている施設です。「従業員枠」と「地域枠」があります。従業員でない場合であっても、地域枠の利用が可能です。 また、保育料について、保護者負担軽減制度があります。
その他の 認可外保育施設	上記以外で、民間事業者が運営している保育施設です。 例）事業所内・院内保育施設、ベビーホテル、居宅訪問型保育事業、その他

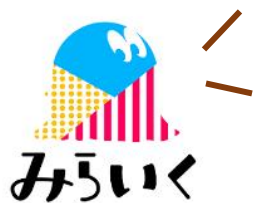
■ 施設に直接申込みを行う保育施設（幼稚園） ※62・63 ページ参照

施設の種類	概要
認定こども園 （幼稚園枠）	国の指針を基に、都知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育施設です。 教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。保護者が働いていなくても、利用することができます。
幼稚園 （市立・私立）	満 3 歳以上の幼児を対象として、遊びを通して心身の発達を促し、小学校以降の学習や生活の基盤を培う教育機関です。学校教育法に基づき、文部科学省が所管する「学校」の一つです。 ※市立幼稚園：4 歳児・5 歳児クラス ※私立幼稚園：（満 3 歳児）・3 歳児・4 歳児・5 歳児クラス

(3) その他の保育サービス

詳しくは、ページ下部に記載の QR コードから市ホームページや情報発信ツールをご覧ください。

サービスの種類	概要
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	保護者の就労状況に関わらず、0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園できる制度
一時保育	育児疲れ、通院、出産その他の事由により、一時的にお子さまを保育します。世帯状況により、利用料などの減免制度があります。
預かり保育 (幼稚園型)	幼稚園教育の枠組みを活用して一時的な預かりを行うことで、保護者が安心して仕事や家庭の事情に対応できるよう支援します。 具体的には、幼稚園が通常の教育時間外や長期休暇期間中に、お子さまを一定時間お預かりしています。
休日保育 (日曜日・祝日) 年末保育	労働や病気・出産等のため、日曜や祝日、年末にお子さまをご家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする事業です。
病児・病後児保育	病气中や病気の回復期にあるお子さま(0～10歳未満)を、保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育します。
保育援助	ボランティアが、施設までの送迎や家事・沐浴補助などを支援します。
ショートステイ	様々な事情で家庭におけるお子さまの養育が困難となった場合に、宿泊を伴って一時的にお子さまをお預かりします。
トワイライトステイ	家族の入院、仕事の残業などの様々な事情で、一時的に保育できない場合に、夕方から夜までお子さまをお預かりします。



市の情報発信ツールを活用しよう♪

①日野市子育てモバイルサービス「ぼけっとなび」

子育てをしている保護者、これから子育てを始める保護者の皆さまを対象に、子育てに必要な行政情報をお届けするサービス(アプリケーション)です。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/1019091/1016563.html>



②「ひの子育て知っ得ハンドブック」

安心して楽しみながら子育てをするために、日野市の子育て情報を集約し、一冊の本にまとめました。
保育園・幼稚園、各種手当、相談窓口、市内マップなど子育てに役立つ情報が満載です。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/1019091/magazine/1004061.html>



③市公式 LINE

日野市とお友だちになろう！
市の情報がリアルタイムでお手元に届きます。

<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/mail/1018166.html>



2. 教育・保育給付認定

(1) 教育・保育給付認定（保育の必要性）の認定

下表の施設を申し込む（利用する）場合は、「保育の必要性」や「保育の必要量」について、市からの認定を受けることが必要です。「教育・保育給付認定」は、保護者からの申請に基づき、お住まいの区市町村が認定します。なお、認定区分により、利用できる施設が異なります。

対象年齢	保育の必要性	認定区分		利用できる施設	認定の有効期間
満3歳以上	無	1号	教育標準時間認定	幼稚園（新制度） 認定こども園（幼稚園枠）	小学校就学前まで
	有	2号	保育認定 ・保育標準時間 ・保育短時間	認可保育所 認定こども園（保育園枠）	最長で小学校就学前まで ※「保育が必要な理由」により異なります
満3歳未満	有	3号		認可保育所 認定こども園（保育園枠） 地域型保育事業（小規模保育）	最長で満3歳の前日まで ※「保育が必要な理由」により異なります

(2) 認定申請の手続き

■ 認可保育施設を利用する場合

認可保育施設の利用申込が、「教育・保育給付認定申請（2号・3号）」を兼ねています。

また、「3号認定」のお子さまが満3歳に達したとき（誕生日の前日）に、認定区分が「2号認定」に切り替わります。この切替えは、市が行いますので、保護者による手続きは不要です。

■ 幼稚園（新制度）・認定こども園（幼稚園枠）を利用する場合

直接、施設に入園申込を行います。入園内定後に、市から「教育・保育給付認定申請（1号）」のお手続きを施設経由でご案内します。

■ 企業主導型保育事業（認可外保育施設）を利用する場合

直接、施設に利用申込を行います。「教育・保育給付認定申請（2号・3号）」を申請する場合は、「保育を必要とする理由」が確認できる書類の提出が必要となります。

企業主導型保育事業は、教育・保育給付認定を受けていることを利用要件とする施設ではありませんが、保護者から必要に応じて申請があったときは、市が認定を行います。

(3) 認定通知の発送

提出された教育・保育給付認定申請書類の内容を審査の上、認定の可否を決定し、保護者に「教育・保育給付認定決定通知書」を発行します。

それぞれの認定区分の事由（保育が必要な理由／→16ページ）に該当しない場合は、認定されないことがあります。

○「保育が必要な理由」を変更する場合や「3号認定」から「2号認定」に切り替わる際であっても、既に「教育・保育給付認定決定通知書」が交付されている場合には、再度の発行は行いません。改めて、「教育・保育給付認定決定通知書」の交付を希望する場合は、再交付の申請が必要となります。

○認定の有効期間内であっても、「保育が必要な理由」が消滅した場合は、教育・保育給付認定は、取消しとなります。

○「保育が必要な理由」が「求職活動」の認定を除き、認定期間が終了すると、施設利用申込みも消滅となります。

(4)「保育の必要量」の認定

「2号認定」または「3号認定」を受ける人は、「保育が必要な理由」に応じて、「保育の必要量（最長で認可保育施設を利用することができる時間）」の認定を行います。

「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育施設を利用できる時間（保育時間）が異なります（→48 ページ）。

保育必要量の区分	保育時間
保育標準時間	一日当たり 11 時間まで
保育短時間	一日当たり 8 時間まで

(5) 認定区分や保育必要量の変更

保育施設は、教育・保育給付認定で認められた理由以外では、原則として利用できません。

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や、住所・氏名などが変更になった場合は、別途手続きが必要となります。

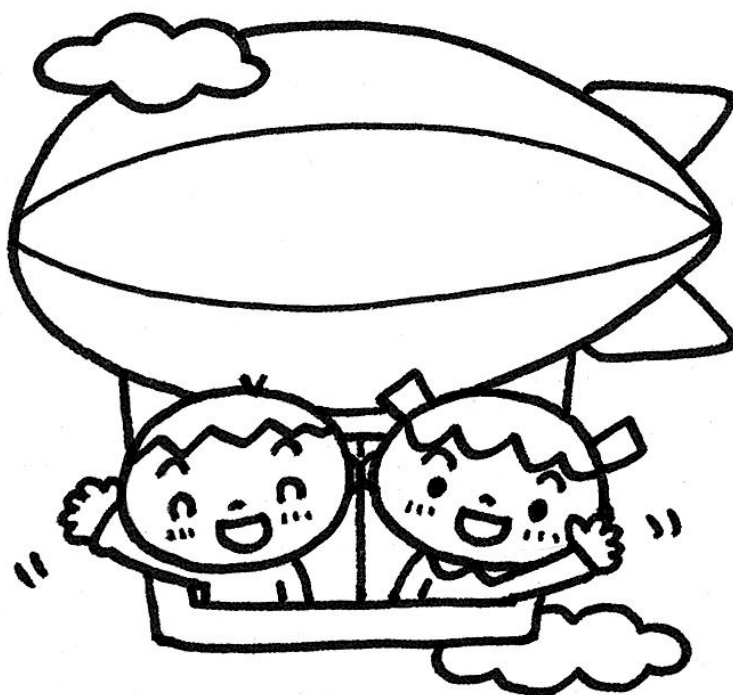
「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」をご提出ください。

例) 勤務場所の変更により通勤時間が増え、短時間では送り迎えができない。

例) 育児休業に入ったため短時間の保育施設利用でよい。 等

なお、「育児休業」は、変更の申請がない限り、従前の保育必要量で継続となります。

利用申込について



3. 申込方法・期間

(1) 申込方法

申込みに必要な書類を揃えて、専用の申込フォーム（インターネット）からお手続きください。

【注 意】

次のいずれかに該当する方は、紙によるお手続きが必要です。

申込書類を揃えて、窓口を持参または郵送してください。

- ①【日野市民】市外の認可保育施設を希望園に含む
- ②【日野市外から転入予定】日野市内認可保育施設を希望
- ③【日野市外から転入予定】市外の認可保育施設を引き続き利用



申込ページ(市 HP)

【申込書類】

市ホームページにてダウンロードしてご利用ください（→27 ページ）。

【申込フォーム】

新規申込用と追加書類提出用の2種類があります（→13 ページ）。

(2) 申込みの有効期間

申込みは、令和9年度において有効となります。そのため、一度申込みをされた方で、入所決定とならなかった場合でも、当該年度において重ねての申込みは不要です。

ただし、希望施設の変更や追加書類等がある場合は、各受付締切日までに手続きが必要となります。

(3) 申込期間

■ 4 月入所希望の場合【1 日付入所】

	1 次利用調整	2 次利用調整
申込期間	令和 8 年 10 月 5 日（月） ～10 月 30 日（金）午後 4 時 30 分	令和 8 年 11 月 9 日（月） ～令和 9 年 2 月 3 日（水）午後 4 時 30 分
追加書類等の提出期限	11 月 6 日（金）午後 4 時 30 分	
結果通知	令和 9 年 1 月 22 日（金）頃発送 ※結果について、窓口、電話等での問い合わせにはお答えしていません。	令和 9 年 2 月 19 日（金）頃発送
注意事項	① 2 次利用調整は、1 次利用調整で空きが生じた場合にのみ実施します。 ② 1 次利用調整決定者および 1 次利用調整決定辞退者は、2 次利用調整の対象となりません。 ③ 保育課窓口は、平日のみの開庁となります。 土曜・日曜日、祝日は開庁していませんが、電子申込は利用できます。	

■ 5 月以降入所希望の場合【各月 1 日付入所】

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
3/11（木） ～4/9（金）	4/10（土） ～5/10（月）	5/11（火） ～6/10（木）	6/11（金） ～7/9（金）	7/10（土） ～8/10（火）	8/11（水・祝） ～9/10（金）
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	注 3 月の申込期間は、他の月より短くなっています。
9/11（土） ～10/8（金）	10/9（土） ～11/10（水）	11/11（木） ～12/10（金）	12/11（土） ～1/7（金）	1/8（土） ～2/3（木）	

※申込期限 いずれも最終日の午後 4 時 30 分まで

※結果通知 毎月 20 日頃 入所決定者・・・電話連絡の後、文書により通知

入所保留者・・・新規申込者に文書により通知（1 回のみ発行）

(4) インターネットによる申込手続き

ご注意ください！

- 1 児童につき、1 回の申込み（入力）しかできません。
- 申込みが完了すると、入力内容の修正はできません。申込完了後に希望園を変更する場合は希望園変更届を記入し、下記追加書類等の提出フォームからご提出ください。
- 入力内容を一時保存しても、保存内容は 24 時間を経過すると消去されることがあります。提出書類等を準備し、希望園も確定させた状態で入力をしてください。
- 本人確認書類や就労証明書など、紙資料は写真を撮り、画像データとして申込フォームに添付してください。
- 日野市に転入予定のある方や日野市外認可保育施設を希望する方は、紙の申込書を郵送または市保育課窓口へ提出してください（電子申込はできません）。

申込(入力)前に、準備していただくもの

【必要書類】

- ☐ 代表保護者の本人確認書類
 - ➡ 運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード（表面）
- ☐ 保育が必要なことを証明する書類（父・母それぞれ）（→27・28 ページ）
- ☐ 祖父母の住所・氏名・生年月日・電話番号の確認（父方・母方それぞれ）
- ☐ 母子健康手帳（お子さまの健康状況を入力する項目があります）（→67・68 ページ）
- ☐ その他該当の方（→28～30 ページ）

【注意点】

- ☐ 申込みに当たり、同意いただく事項をまとめているのでご一読ください（→65・66 ページ）。
- ☐ 通信障害・操作エラー等の場合の免責
通信障害や操作エラー（入力中にタイムアウトして始めから入力することになり締切りに間に合わなかった）等により、電子申請が到達しなかった場合でも、市は一切責任を負いません。申込みの到達については、受付完了メールにてご確認ください。

■新規申込用

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029005/1029378.html>



■申込後における追加書類等の提出用

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029005/1029149.html>



(5) 注意事項

■ 入所者の決定方法について

申込みの先着順や抽選ではなく、利用調整により決定します（→32 ページ～）。

なお、市ホームページでは募集人数のほか、次の情報も公開しています。施設選びの参考にしてください。

○4 月 1 次募集の申込み件数（令和 8 年度以前）

○令和 8 年 4 月 1 次募集 入所承諾者の最低指数表



申込件数



最低指数表



駅から近い圏は申込件数が多いんだ。
通える範囲で多くの圏を希望した方が入所の可能性が高まるよ！

■ 入所保留となった場合の結果通知について

入所保留の場合にお知らせする「施設利用保留通知書」は、一回のみの発行となります。

お勤め先などへの申告のため、認可保育施設を利用できていないこと（入所保留）の証明書が必要な場合は、別途申請が必要です（→32 ページ）。

■ 日程に余裕をもって、お手続きをお願いします！

申込みに必要な書類に不備・不足があると、申込みを受理できない場合や利用調整基準指数が減点になる場合があります（27～30 ページ参照）。

申込期限に余裕をもったお手続きをお願いします。

育休延長手続き等のために申込内容の写しが必要な方

育休延長手続き等のために申込内容の写しが必要な場合は、申込入力後【送信完了】画面の【入力内容を印刷する】から印刷してください。

※ 申込フォーム（LoGo フォーム）でアカウントをお持ちの方は、「マイページ」の「申請一覧」より該当の申込内容の印刷が可能です。

4. 申込みから入所までの流れ

【4 月利用希望の場合】

【5 月以降利用希望の場合】

入所相談（対面／電話）・保育施設見学

※保育コンシェルジュによる個別相談会を開催しています。お気軽にご利用ください
 ※申込前に保育施設の見学をお勧めします。
 見学予約には、「保活ワンストップサービス」が便利です。
 ※施設情報は、各施設のホームページや「ここ de サーチ」でご確認ください（→52 ページ）。
 ※見学の有無は、利用調整に影響はありません。



保育コンシェルジュ
出張相談

利用申込

※申込締切日の午後 4 時 30 分までにお手続きください。
 ※転入予定の方や市外の認可保育所を希望する方は、郵送または窓口受付となります。

利用調整（1 次）

利用調整

※保育施設の募集人数に応じて、市が定める利用調整基準指数表（→34～35 ページ）に基づき、利用可能な保育施設を決定します。

支給認定通知書 および 利用調整結果通知書 発送

※窓口、電話等でのお問い合わせにはお答えしておりません。

決定

保留

保留

決定

利用調整（2 次）

※利用調整（1 次）で空きが生じた場合のみ実施します。
 ※対象：1 次入所保留の方
 2 次から申込みの方

入所面談

※入所が決定した保育施設との面談があります。

利用調整結果通知発送

入所

※お子さまによって異なりますが、1 週間程度の慣らし保育があります。

決定

保留

入所説明会

※入所が決定した保育施設との面談・説明会があります。

待機

入所

※1 週間程度の慣らし保育があります。

申込みは、令和 9 年度内は有効のため、以降は毎月の利用調整の対象となります。
 年度内に教育・保育給付認定の期限が切れるか、または、保育施設の利用が決まらない場合は、再度の申込みが必要です。
 待機児童の状況によっては、「緊急 1 歳児等受入事業」等を実施する場合があります（→52 ページ）。

5. 申込みの条件

日野市の保育施設に申込みができる方は、「利用希望月 1 日に生後 57 日目以降から小学校就学前まで」のお子さまで、次の①および②に該当する方です。

①日野市民の方

- 外国籍の方は、「在留資格」が必要です。「在留資格」がない場合は、申し込みできません。
- 日野市外にお住まいの方は、21 ページをご確認ください。

②保育の必要性がある方

保育施設を利用するには、お子さまが家庭において、保育を受けることが困難である理由（「保育が必要な理由」）が必要です。「集団生活や幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

※「保育が必要な理由」とは、保護者が仕事、病気等の理由により家庭で保育できない状態を指し、**毎月 48 時間以上保育に当たれないことが必要です。**

※入所後は、随時「保育の必要性」を調査・審査します。

基準に該当しない場合は、保育施設の利用ができず、退所となります。

保育が必要な理由		保育の必要量	在所期間
労働	1 か月 48 時間以上の労働をしている	標準時間	労働をしている期間
		短時間	
出産	出産予定月を挟んで前後 2 か月である	標準時間	出産予定月と前後 2 か月 ※期間満了後は必ず退所となります ※妊娠に伴う傷病の場合は、発症後から産後 2 か月後の月末まで
疾病 負傷 障害	疾病・負傷・心身の障害を有している	標準時間	治癒するまでまたは治療の必要がなくなるまでの期間
		短時間	
介護	同居・別居の親族を常時介護または看護している	標準時間	介護または看護の必要がなくなるまでの期間
		短時間	
災害 復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	標準時間	災害復旧に従事する必要がなくなるまでの期間
求職 活動	求職活動を継続的にやっている	標準時間	3 か月 ※指定期日までに労働開始を確認できる「就労証明書」の提出がない場合は、入所後 3 か月で退所となります。
就学	学校に在学または職業訓練を受けている	標準時間	就学（通学を伴う）をしている期間 ※自宅学習や通信教育は認められません（注）。
		短時間	
その他	虐待のおそれ・DV等により保育が困難である	標準時間	保育の必要がなくなるまでの期間

（注）「就学要件」での対象施設は、国・都道府県・市町村の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等となります。「職業訓練施設」とは、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する公共職業能力施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に規定する職業訓練を行う施設をいいます。

6. **重要** 申込上の注意

(1) 保育を行う上で、特別な配慮を要するお子さま

お子さまを安全にお預かりするため、1 ページに記載の内容を必ず確認してください。

(2) 0 歳児クラスを申込みの方

○0 歳児の受入れを行っていない施設には、申し込みできません（2 ページ参照）。

○利用希望月 1 日に、生後 57 日目を迎えていることが必要です。

○出生前の児童を申し込む場合は、次項「(3) 出生前の児童の申込みについて（赤ちゃん申込）」をご確認ください。

(3) 出生前の児童の申込みについて（赤ちゃん申込）

4 月利用希望者のみ

お子さまが生まれる前の利用申込は、受け付けていません。

ただし、締切日の早い 4 月利用希望者のみ、生まれる前の申込みを受け付けています。

申込対象児童

令和 9 年 2 月 3 日（水）までに出生する予定の児童

※2 月 4 日（木）以降に出生予定の児童も申込みはできますが、2 月 3 日までに出生しなかった場合は、5 月利用調整から対象となります。

申込時の注意点

- ・ 氏名の記載：氏＝「苗字」、名＝「赤ちゃん」
- ・ 生年月日の記載：出産予定日
- ・ 健康状況の記載：不要（出生後に、「申込時における健康調査票」をご提出ください。）
- ・ 【日野市への転入予定者】

個人番号（マイナンバー）提供書の記載：赤ちゃんの個人番号は不要

結果通知

- ・ 出生確認後に結果通知を発送します。
- ・ 2 月 3 日までに生まれになった場合は、速やかに保育課へご連絡ください。また、2 月 3 日までに生まれにならなかった場合も保育課にご連絡ください。

(4) 募集人数について

市ホームページで公開しています

（5 月分以降は、入所希望月の前々月 25 日頃公開）。



保育施設の空き状況

(5) 希望施設の選択について

○第 1 希望から通いたい順番で、通うことができる施設のみを記入してください。

通うことができる施設を多く記入したほうが、入所決定の可能性が高くなります。

○施設によって、受入年齢・保育時間・特色が異なります。

入所決定後に「開所時間が合わない」「雰囲気は想像と違う」などとならないよう、事前に希望施設を見学するなどし、十分に検討することをお勧めします。

※「認定こども園」を希望する場合は、23・41・51 ページもご確認ください。

○施設見学の有無は、利用調整に影響はありません。

○入所（施設利用）決定後に、その決定を「辞退」した場合は、次回以降の利用調整に影響します（→ 37 ページ）。

(6) 申込みを取り下げる場合

申込後に保育施設利用の意思がなくなった場合には、速やかに「施設利用調整申込取下書」を提出してください。

提出期限

4月1次利用調整申込者：令和8年12月24日（木）

4月2次以降の利用調整申込者：各月申込締切日（→12ページ）

施設利用調整申込取下書

市ホームページまたは保育課窓口にて入手できます。



書式ダウンロード



書類提出フォーム

(7) 利用施設の変更（転所）で申込みをされる方

○申込みに必要な書類は、新規申込みと同様です。

○転所決定後は、現在利用している施設には別の児童が決定・入所するため、いかなる理由でも転所先の決定を辞退し、元在籍していた施設に戻ることはできません。

※転所が決定するまでは、現在の施設を利用できます。

○変更（転所）申込みの意思がなくなった場合は、申込締切日までに「施設利用調整申込取下書」を提出してください。

(8) 「労働条件」で申込みをされる方

利用調整は、申込時に提出された「就労証明書」に基づき行います。

保護者の労働状況（勤務先・雇用条件）が、申込時とお子さまの保育施設入所時とにおいて変更となっている場合は、お子さまの施設利用ができなくなる（退所となる）ことがあります。

産前産後休業・育児休業取得中の方（取得予定を含みます）

○お子さまが保育施設に新規で入所した月の翌月1日までに、申込時の勤務先に、申込時と同等の雇用条件で復職することが必要です。なお、1日が日曜日などの休業日の場合でも、2日付けの復職は認められません（→46ページQ&A参照）。

○このことを証明するため、指定期日までに「復職証明書」をご提出ください。

○同等の雇用条件で復職できない場合や復職証明書の提出がない場合には、お子さまが保育施設を退所となります。

※雇用条件を変更せず、育児部分休業や育児時短勤務制度を利用することは可能です。

○入所後に、申込時の勤務先に同等の条件で復職ができなくなったとのご相談を受けることがあります。申込前に、必ず勤務先と調整してください。

転職予定の方

■転職先が決まっている場合

転職先が作成した「就労証明書」を提出してください。「労働内定」として取り扱います。

■申込時の「就労証明書」から勤務先変更がある場合

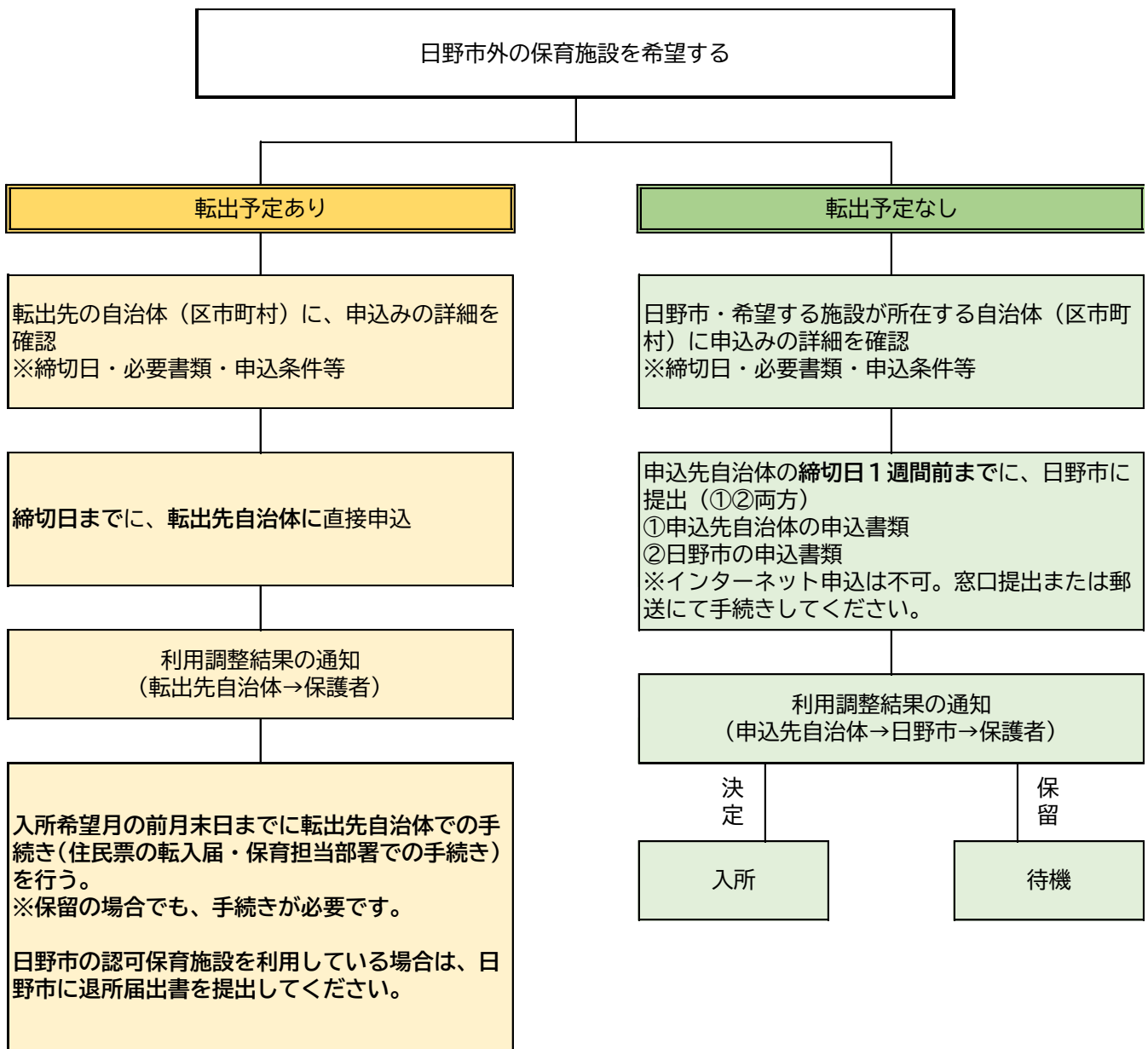
○お子さまが保育施設に入所（転所）した月中までに、申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労開始が必要です。

○このことを証明するため、入所月中に「就労証明書」をご提出いただき、その後に、就労実績の確認を行います。

○申込時と同等またはそれ以上の就労実績が確認できない場合は、退所となります。

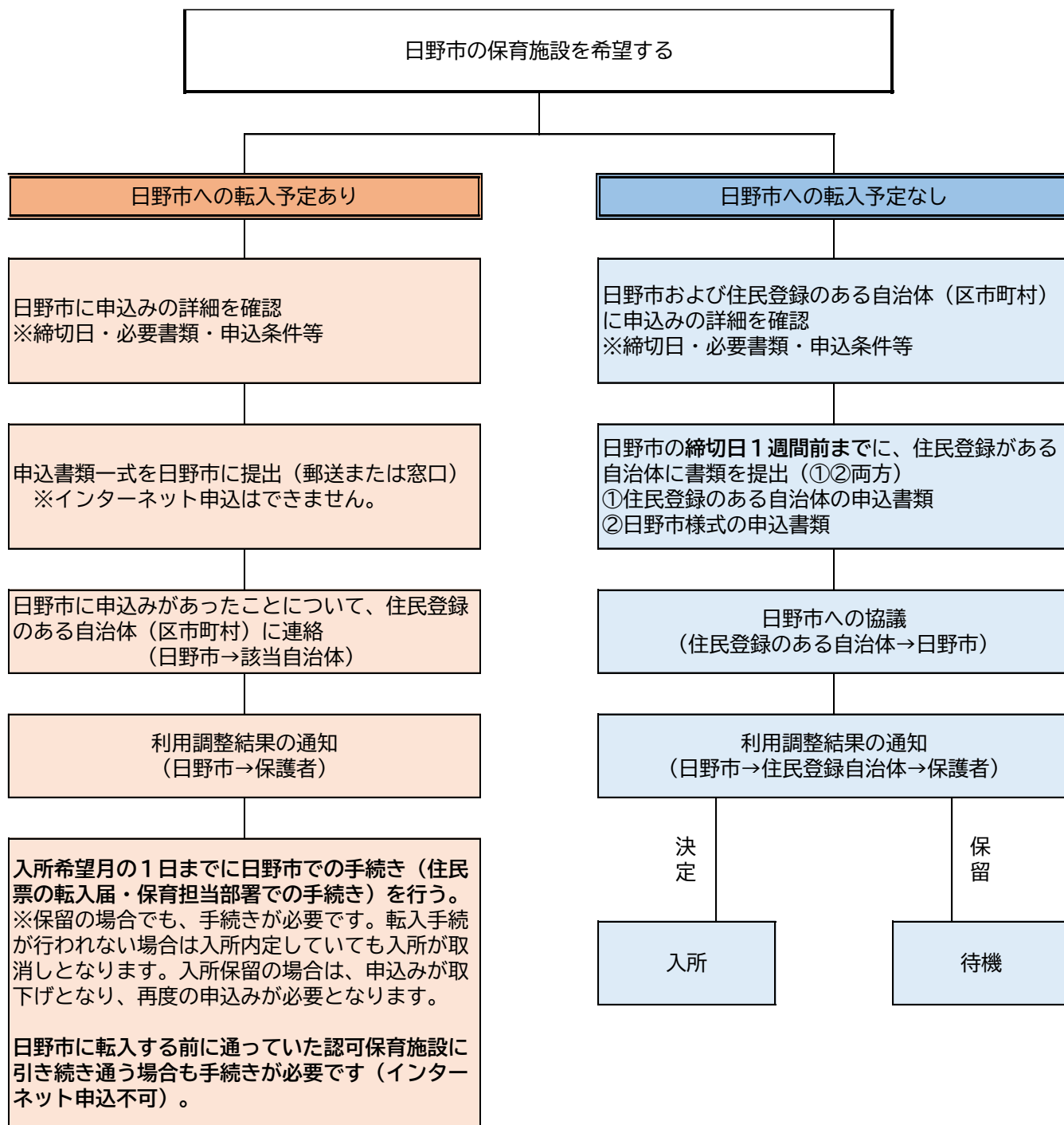
(9) 日野市にお住まいで日野市外の保育施設を希望する方(転出予定あり・なし)

保育施設が所在する区市町村（自治体）への転出予定の有無によって、手続きが異なります。
詳細は、フローチャートをご確認ください。



(10) 日野市外にお住まいの方で、日野市内の保育施設を希望する方

(転入予定あり・なし)



<日野市に転入予定のある方>

通常の申込書類のほかに、日野市への転入を証明する書類が必要です。
（→30 ページ）

<日野市に転入予定のない方の申し込み>

■0～2 歳児クラス

→申込みはできません。

■3～5 歳児クラス

→4 月 2 次利用調整から対象となります。
日野市民から利用調整を行い、空きが生じた場合のみ利用調整を行います。
そのため、転入予定のない方の優先順位は低くなります。

(11) 兄弟姉妹を同時に申し込む場合

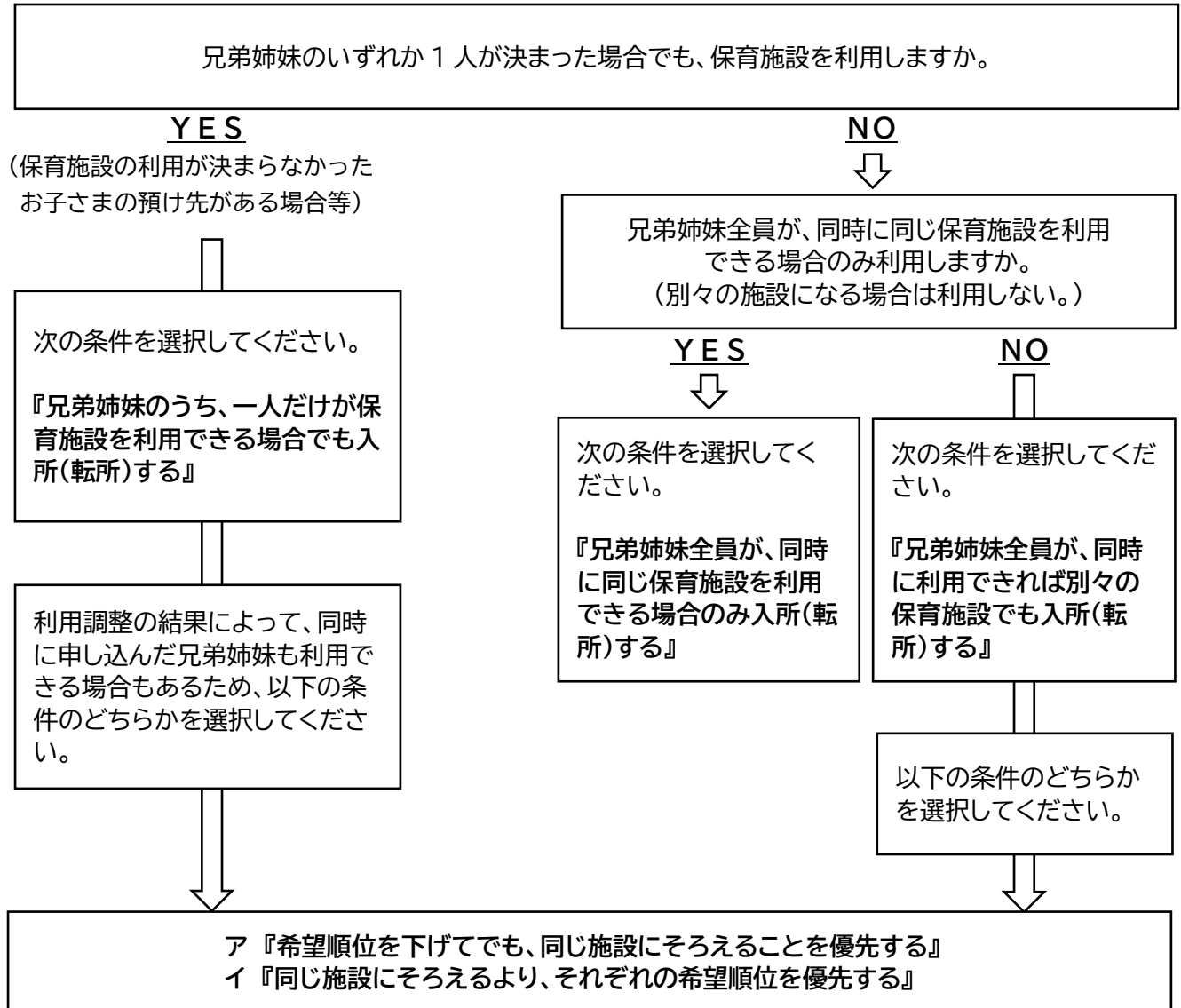
○お子さまお一人ずつの申込手续が必要です。

○申込条件の選択が必要となります。

選択した条件により利用調整の結果が変わりますので、慎重にご検討ください。

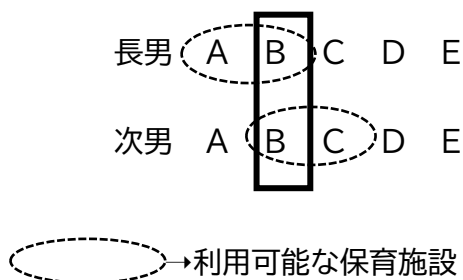
○第1希望を「認定こども園（幼稚園型）」とする場合は、次ページをご確認ください。

<条件選択の考え方>【紙の申込書では、表紙最下段「同時申込時の条件」】

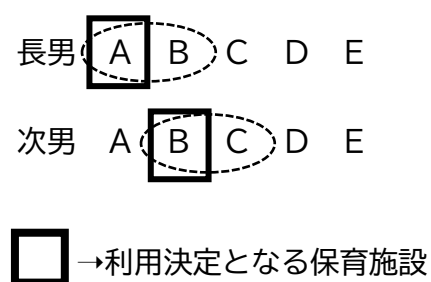


【兄弟姉妹で空いている保育施設が異なる場合】

例1) 「希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する」場合



例2) 「同じ施設にそろえるより、それぞれの希望順位を優先する」場合



【 認定こども園（幼稚園型）を希望している場合の注意事項 】

認定こども園（幼稚園型）を第1希望にしている児童を優先し、利用調整を行います。

兄弟姉妹同時申込みで、かつ、1人でも兄弟姉妹の第1希望に認定こども園を入れる場合、第1希望の認定こども園の利用調整をする際に、兄弟姉妹同時申込時の条件が考慮されません。

認定こども園を第1希望にする場合と、しない場合で利用調整方法が異なります。

詳細は、以下の例をご確認ください。

■例1) 認定こども園（幼稚園型）を第1希望にする場合

（以下 A：認定こども園、B～G：その他の認可保育施設）

「認定こども園」については、
41・51 ページも確認してね！

【兄弟姉妹同時申込時の条件選択例】

兄弟姉妹全員が、同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する。

希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する。



○ → 利用可能な保育施設

□ → 利用決定となる保育施設

①第1希望の認定こども園（幼稚園型）に入所できる場合

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 **A** B C D E F

3歳児のAの利用調整をする際には、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮しません。

5歳児はDのみ枠があり、3歳児はA、C、Dの枠がある場合でも、3歳児は第1希望のAに決定します。

②第1希望の認定こども園（幼稚園型）に入所できない場合

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 ~~A~~ B **C D** E F

3歳児のB～F、5歳児のB～Gについて兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮して利用調整を行います。5歳児はDのみ枠があり、3歳児はC、Dの枠がある場合、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮し、共にDに決定します。

■例2) 認定こども園（幼稚園型）を第1希望にしない場合

【兄弟姉妹同時申込時の条件設定例】

兄弟姉妹全員が、同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する。

希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する。

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 B **A C D** E F

3歳児は第2希望にAを入れているため、Aも含め兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮して利用調整を行います。5歳児はDのみ枠があり、3歳児はA、C、Dの枠があった場合、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮し、共にDに決定します。

(12) 申込みに関する Q&A

質問	回答
Q1（申込み） 就労証明書がこれで合っているのか心配です。どこを見ればよいでしょうか？	就労証明書の記載内容については、69 ページをご確認ください。
Q2（入所保留） 入所できなかった場合は、毎月申込みが必要ですか？	毎月の申込みの必要はありません。 申込みは、令和 9 年度中（令和 10 年 3 月入所利用調整まで）は有効です。 ただし、教育・保育給付認定の有効期限が切れた場合は、再認定の手続きが必要です（求職活動で認定された方を除きます。） なお、希望施設、申込内容、家庭状況等に変更がある場合は、必要書類を申込締切日までにご提出ください。
Q3（入所待機中） 現在待機中ですが、待機順は何番目ですか？	日々の申込状況により、保育の必要性（指数・優先順位・希望施設）が変動するため、待機者の順位付けを行っていません。 そのため、待機順位をお伝えすることはできませんので、ご理解をお願いします。
Q4（家庭状況の変更） 申込後、家庭状況に変更がありました。保育課に連絡は必要ですか？	提出書類のご案内をしますので、必ずご連絡ください。 変更の内容によっては、利用調整基準指数に変更が生じる場合があります。 例）認証保育所等の利用を開始して復職した場合 など 入所が決まった後に家庭状況の変更が発覚した場合には、入所が取消しになることもあります。
Q5（兄弟姉妹同時申込み） 兄弟姉妹はそろって入所できますか？	空き状況・申込状況によっては、ご希望に添えないこともあります。 申込時に、「同時申込時の条件」を選択していただきますので、よくご検討の上、条件を設定してください（→22 ページ）。 ※兄弟姉妹同時申込で、第 1 希望を「認定こども園（幼稚園型）」とする場合は、23 ページもご確認ください。
Q6（兄弟姉妹同時申込み） 兄弟姉妹の同時申込みをして、上の子だけ入所できた場合は、下の子の預け先が決まるまで職に就かなくてもよいですか？	求職活動で申込みの場合、入所後 3 か月目の 15 日までに新しい勤務先の「就労証明書」を提出し、4 か月目中に労働を開始してください。 また、産前産後休業・育児休業中・その他休業で申込みの場合、新規入所した月の翌月 1 日までに休業を取得する前の職場へ復職をしていただく必要があります。 下のお子さまの預け先が決まらず、期間内に職に就けない場合や復職ができない場合、上のお子さまは退所となります。 申込みの際には、「同時申込時の条件」を選択していただきますので、よくご検討の上、申込みください。
Q7（求職活動） 求職活動での申込み。 保育所入所後に仕事を見つけようと思いますが、労働を理由に保育所に通わせる場合は、1 か月何時間の勤務が必要になりますか？	保育が必要な理由を「求職活動」から「労働」に変更した場合でも、1 か月 48 時間以上の勤務が必要になります。

質問	回答
Q8（疾病） 疾病の理由での申込み。 手帳を申請中の場合、保育が必要なことを証明する書類として何を提出すればよいですか？	「自立支援医療受給者証（精神通院）」、「特定医療費（指定難病）受給者証」、「診断書（疾病等の状態・保育にあたれない旨が記載されたもの）」などをご提出ください（→28 ページ）。
Q9（就学） 現在大学 4 年生で翌年 3 月には卒業予定。 4 月入所の申込みにあたり、保育が必要な理由はどの理由になりますか。	4 月時点で大学を卒業している場合、「就学」を理由とした申込みはできません。 ○就職先が決まっている場合（採用内定がある場合） →「労働」での申込みをしてください。 ○就職先が決まっていない場合 →「求職活動」で申込みをしてください。 求職活動の場合、認定期間は 3 か月間（4～6 月）です。
Q10（転職） 提出した就労証明書の勤務先を退職し、転職を考えています。	退職前に必ず保育課にご相談ください。 転職後、新しい勤務先の「就労証明書」のご提出をお願いします。内容によって利用調整指数が変更となります。 入所決定後に転職された場合には、入所月中に「申込時と同等以上の雇用契約時間数での就労開始」し、「就労証明書」を提出していただく必要があります（→18・44・45 ページ）
Q11（就労内定） 就労内定での申込み。 内定していた職場とは違う会社に就職を考えています。	新しい勤務先の「就労証明書」をご提出ください。 申込時の基本指数と同等以上の雇用契約時間数での就労が必要です。
Q12（就労内定） 就労内定での申込み。 入所が決定しました。その後、何か提出する書類はありますか？	入所月に勤務を開始し、入所月翌月 15 日までに「就労証明書」を保育課にご提出ください。 申込時の基本指数と同等以上の雇用契約時間数での就労が必要です。
Q13（育児休業） 現在、育児休業中。 職場復帰は 6 月中ですが、4 月入所の申込みはできますか？	申込みはできません。 入所が決定した場合、お子さまの入所月の翌月 1 日までに復職する必要があります。 育児休業取得期間の短縮により、入所月の翌月 1 日までに復職が可能であれば、申込みをすることができます。
Q14（育児休業） 育児休業中で、入所が決定しましたが、提出した就労証明書どおりの勤務ができなくなりました。	保育課に必ずご連絡をお願いします。 自己都合による雇用契約の変更は、入所決定が取消しとなります。 会社都合等のやむを得ない変更の場合は、入所できる場合があります。

質問	回答
Q15（勤務時間の変更） 今は1日3時間のパートをしています。4月に保育施設に入れたら1日8時間勤務に変わる予定です。就労証明書は、どのように提出すればよいですか？	お子さまが保育施設に入所した場合に、就労状況が変わる場合は、就労時間変更後の就労証明書をご提出ください。「労働内定」として受け付けます。 保育施設に入所し勤務を開始後、改めて就労証明書をご提出ください。
Q16（勤務時間の変更） 子どもが小さいうちは、契約上の時間より短い時間で勤務する予定です。入所が決まってから、復職のタイミングでどのくらい時間を短くするか会社と相談したいのですが、申込時はどうしたらよいですか。	申込時に提出された就労証明書の内容に基づき、指数を算定します。復職時は、申込時と同等以上の雇用契約時間数での復職が必要となります。 ただし、育児部分休業や育児短時間制度を利用することに伴う勤務時間の変動は、問題ありません。 なお、雇用契約時間数を申込時よりも減らして復職した場合は、入所決定を取り消します（雇用契約時間数が増える分には問題ありません。）。
Q17（派遣社員・契約社員） 派遣社員（契約社員）のため、復職後の派遣先（契約先）が決まっています。提出した就労証明書と違う契約になった場合や派遣先が見つからない場合はどうなりますか？	申込時の基本指数と同等以上の条件での就労が必要です。 同等以上の条件で、同じ派遣元での復職または転職（派遣元変更の場合は転職扱い）ができない場合は、入所決定を取り消します。 ※転職の場合は、Q10 もご確認ください。
Q18（市外からの申込み） 育児休業中で、日野市へ転入予定ありで申込みを検討しています。転入前の自治体で認可保育園を利用しているのですが、日野市の保育所へ転所が決定した際は、復職が必要でしょうか。	転入後、日野市の保育施設に転所が決定するまで間を空けず前園に在籍していた場合に限り、復職は不要となります。 在籍している園を一度退所し、間を空けて日野市の保育施設の利用が決定した場合は、入所月の翌月1日までに復職が必要になります。 ※転入前の自治体で認可外保育施設にお通いの方も同様のルールとなります。
Q19（申込みの取下げ） 利用申込みの取下げをしたいです。	利用申込後に、保育施設利用の意思がなくなった場合（転所申込を含む）には、速やかに「施設利用調整申込取下書」をご提出ください。 提出期限 4月1次利用申込者：令和8年12月24日（木） 4月2次以降の利用申込者：各月申込締切日（→12ページ） 施設利用調整申込取下書 市ホームページまたは保育課窓口にて入手可能です。

その他のよくある質問については、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.hino.lg.jp/faq/kosodate/hoikuen/1000800/1029176.html>



7. 申込みに必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 (★)
- (2) 同意書 (★)
- (3) 申込時における健康調査票 (★)
- (4) 保育が必要なことを証明する書類 (→27・28 ページ)
※「保育が必要な理由」に応じ、父母それぞれの書類が必要です。
- (5) 該当する方のみ提出が必要な書類 (→28～30 ページ)

(★)について

インターネットによるお申込みの場合は、フォームへの入力となるため、紙書類は不要です。

■注意事項■

- ①必要書類に不備・不足がある場合には受付ができない場合があります。
申込前に再度ご確認ください。
- ②兄弟姉妹同時でのお申込みの場合は、お子さまお一人ずつのお手続きが必要です。
- ③令和 8 年度の保育施設利用申込中の方で、申込内容の変更が必要な場合は、別途、令和 8 年度申込用の必要書類をご提出ください。
- ④申込みに必要な書類の市所定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029053/1029610.html>
- ⑤申込方法は、13 ページをご覧ください。



< (4) 保育が必要なことを証明する書類 >

保育が必要な理由	保育が必要なことを証明する書類（父母それぞれ）
労働	①「就労証明書」（市所定様式） ※勤務先に記入を依頼してください（内定も含む）。 ※証明日から 3 か月を経過したものは無効です（申込時点）。 ※産前産後休業・育児休業・その他休業を取得した（している）場合、休業期間の記載が必要です。 ※「学童クラブ」の申込書類と共通です。学童クラブと保育施設それぞれに申込みをする場合は、コピーをとり、それぞれの申込みにご利用ください。 （どちらに原本を出していただいても構いません） ②次に該当する場合の証明書類（写し） （書類がない場合でも申込みは可能ですが、指数の減点があります） 自営業・内職の方 ☐ 「確定申告書」（直近のもの。第一面および第二面） または ☐ ①および②の書類（それぞれ、いずれか一つずつ） ①開業届、登記簿、営業許可証 ②請負契約書、受注票、直近 3 ヶ月分の帳簿または売上が確認できる通帳 自営業専従者の方 専従者であることが確認できる書類（写し） （代表者の確定申告書／青色事業専従者給与に関する届出書／源泉徴収票 など）
出産	「母子健康手帳」の写し ※表紙・出産予定日記載ページ

保育が必要な理由	保育が必要なことを証明する書類（父母それぞれ）
疾病 負傷 障害	次のいずれかの書類（写し） 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「自立支援医療受給者証（精神通院）」、「特定医療費（指定難病）受給者証」、「診断書（疾病等の状態・保育にあてられない旨が記載されたもの）」 ※「診断書」の有効期間は、発行日より6か月です。 申込時期にあわせてご準備をお願いします。 ※「診断書」を提出された場合は、その内容により、利用調整基準指数（→34～36ページ）を算定します。疾病・負傷・障害の状態（常時病臥、常時安静、難病・精神性の疾病・感染症、一般療養等）や「保育にあてられない」旨の記載、入院・通院が必要な場合は、週何日程度必要か分かるように作成を依頼してください。
介護	① 要介護者の介護度が分かるもの（次のいずれかの書類（写し）） 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「介護保険被保険者証」、「診断書（介護の必要な期間および介護が必要である旨が記載されたもの）」 ※「診断書」の有効期間は、発行日より6か月です。 申込時期にあわせてご準備をお願いします。 ② スケジュール表（市所定様式）（→70ページ）
災害復旧	罹災を証明する書類
就学	① スケジュール表（市所定様式）（→70ページ） ② カリキュラム（時間割等） ③ 学生証又は在学証明書 ※就学中に労働している場合は、「就労証明書」等もご提出ください。 ※「在学証明書」の有効期間は、発行日から3か月です。
求職	不要

< (5) 該当する方のみ提出が必要な書類 >

状況	必要書類
①外国籍である	在留資格を証明する書類（在留カードの写し等） ※在留期間が切れている場合は、申し込みできません。
②里親家庭である	「里親認定通知書」等の写し
③64歳以下（令和9年4月1日時点）の祖父母と、入所を希望する月において同居である ※二世帯・世帯分離を含む	祖父母の「保育ができないことを証明する書類」 ・就労証明書、診断書等 ※提出がない場合は、指数の減点があります。
④ひとり親世帯である	「離婚届受理証明書」、「戸籍謄本」、ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格が分かるもの（「ひとり親家庭等医療証」・「育成手当受給証明」・「児童扶養手当受給者証」） ※離婚届受理証明書・戸籍謄本の有効期間は、発行日から6か月以内

状況	必要書類
⑤父又は母が単身赴任中である ※単身赴任の条件は、36 ページ (19) 参照	単身赴任であることを証明するもの（遠方の勤務地であることがわかる就労証明書または光熱水費の請求書等）
⑥生計中心者が失業中である	倒産・リストラ等の会社都合で失業中であることを証明する書類（「離職票」等）
⑦同一世帯内の家族または申込児童が右記を所持または受給している	「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「愛の手帳（療育手帳）」・「特別児童扶養手当受給証明書」「障害基礎年金証書」または診断書等で難病であることが確認できる書類のいずれかの写し
⑧就労が内定している	内定先の就労証明書、採用通知、内定通知等（いずれも雇用契約時間が記載されたもの）
⑨就学が内定している	「合格通知」の写し等
⑩令和 9 年 4 月 1 日時点で、申込児童が 3 歳以上かつ同一世帯において 2 人以上の就学前児童（兄弟）が、令和 9 年度に認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設等の施設に在籍（在籍予定）・利用している	在籍証明書（任意様式） ※在籍・入園予定の方は、「入園許可証」の写しなど ※40 ページ「副食費の免除について」参照
⑪申込児童を認可保育施設（市外）・認可外保育施設（市内・市外）に預けている（→36 ページ）	次のいずれかで、在籍期間・保育時間が明記されたもの ○「保育受託証明書（市所定様式）」 ○「契約書の写し」「在籍証明書（任意様式）」 ○「領収書の写し（一時保育利用者）」 ※一時保育等の利用が月 12 日以上かつ月 48 時間以上に満たない場合は、調整指数の加点対象になりませんが、申込児童の保育状況を確認するため、領収書の写し等をご提出ください。
⑫申込児童について、主治医が支援員（介助員）の配置が必要であると診断している	次の内容が明記された主治医の「診断書」など ①診断名 ②集団生活が可能である旨の記載 ③配慮する内容 ④支援員（介助員）の配置が必要であることとその理由
⑬令和 8 年 1 月 1 日または令和 9 年 1 月 1 日に日野市外に住民登録がある	①個人番号（マイナンバー）提供書（→30 ページ②） ※郵送または保育課窓口へ提出 ②マイナンバー ※所定のインターネットフォーム（ぴったりサービス）にて提出 } いずれか
⑭父母ともに市民税非課税である（令和 8 年度・令和 9 年度）	同居（二世帯・世帯分離含む）の祖父母がいる場合は、祖父母の「住民税課税（非課税）証明書」
⑮令和 8 年 1 月 1 日または令和 9 年 1 月 1 日時点で、日本国内に住民登録がない、または、海外就労等で国内に課税情報がない（海外で収入のあった方）	「収入等申告書」（市所定様式） ※詳細は、30 ページ参照
⑯申込時点と住民税が変更になった	保育課にお問い合わせください
⑰市外から日野市に転入予定である	30 ページ参照

< (5) 該当する方のみ提出が必要な書類（日野市に転入予定のある方） >

27～29 ページに記載する書類のほか、次の書類①・②が必要となります。

必要書類	備考
①転入誓約書	市所定様式  書式ダウンロード
②個人番号（マイナンバー）提供書	市所定様式（→71・72 ページ） ※<u>個人番号カードの貼付が必要となります（父母分の表面・裏面）。</u> ※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号が分かる書類を貼付してください（注）。 ※祖父母などを含め、同住所の家族全員分の個人番号を記入してください。 ※兄弟姉妹で同時に申込みの場合でも、1部で構いません。  （注）個人番号カードがない方は、以下の書類を提出してください。 ①個人番号を確認できる書類（下記書類のうち、いずれか1つ（写し）） ○個人番号通知カード ※氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きされている場合に限り利用可能です。 ○個人番号が記載された住民票 ○個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ②本人確認書類（公的機関が発行した顔写真付きの証明書） 以下のうち、いずれか1つ（写し） ○運転免許証 ○パスポート など氏名・生年月日を確認できるもの （※）本人確認書類がない場合は、以下のうち、いずれか2つ（写し） ○健康保険証 ○介護保険被保険者証 ○年金手帳 ○児童扶養手当（特別児童扶養手当）証書 等 ※氏名・住所または氏名・生年月日を確認できるもの

< (5) 該当する方のみ提出が必要な書類（海外で収入のあった方） >

国外の収入額等を基に、市保育課で市民税所得割額を仮算定します。次のとおり提出してください。

入所希望月	提出書類
4 月利用申込	令和 7 年分収入等申告書
5 月～8 月利用申込	令和 7 年分収入等申告書、令和 8 年分収入等申告書
9 月～3 月利用申込	令和 8 年分収入等申告書

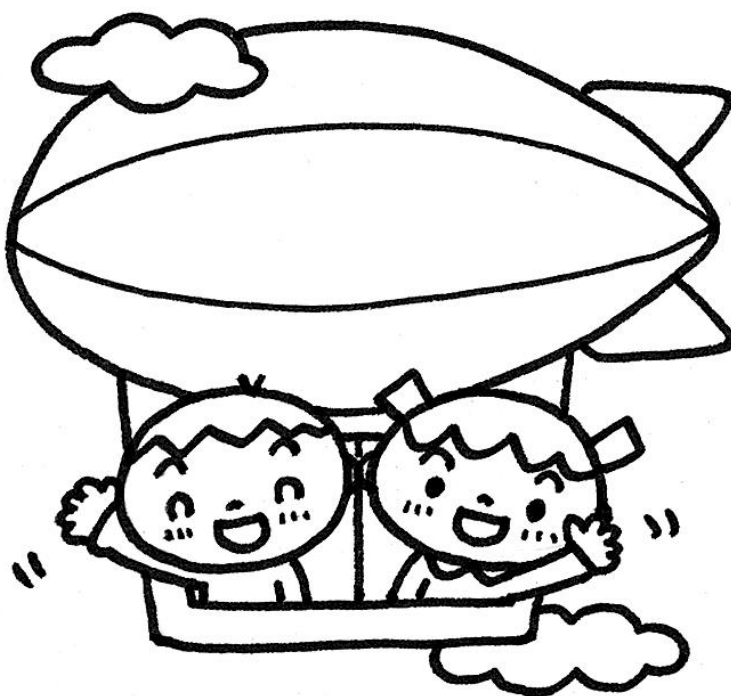
○令和 7 年分収入等申告書→令和 7 年（2025 年）1 月～12 月の収入等を申告

※令和 8 年 1 月 1 日時点のレートで換算

○令和 8 年分収入等申告書→令和 8 年（2026 年）1 月～12 月の収入等を申告

※令和 9 年 1 月 1 日時点のレートで換算

利用調整について



8. 利用調整について

保育施設の利用調整は、先着順や抽選ではありません。

申込締切日までに提出された書類の審査（就労証明書の発行元等に照会を行う場合があります）を行い、利用調整基準指数表（→34～36 ページ）に基づき、「保育の必要性」を指数化します。

空きがある保育施設について、利用調整指数の高い方から順に、希望する保育施設に入所決定します。

指数が同じ場合は、優先順位（→37 ページ）により決定します。

なお、認定こども園（幼稚園型）を第1希望にしている場合は、その児童を優先します。

【指数の考え方】

利用調整指数＝父の基本指数＋母の基本指数（＋調整指数）	
例1：父・母：就労（フルタイム労働）	【父：100 ＋ 母：100＝200】
例2：父：就労（フルタイム労働）、母：求職	【父：100 ＋ 母：20＝120】

- 利用調整の結果は、郵送します。発送時期については、12 ページを参照してください。
- 書類に虚偽の記載があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- 日野市民（転入予定者を含む）として申込みをした方が、入所月の初日において日野市民でない場合は、申込み及び入所決定を取り消します。
- 転職をした場合には、入所月中に申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労が必要となり、内容の確認ができない場合には、退所となります。
- 入所決定を辞退した方は、いかなる理由でも申込取下げとなります。改めて入所を希望される場合は、再度申込みをしてください。

※4 月 1 次利用調整で入所決定又は決定辞退をした方は、転所の申込みや再度の申込みをした場合でも、4 月 2 次利用調整の対象からではなく、5 月からの利用調整対象となりますので、ご注意ください。

(1) 入所（転所）が決定しなかった場合

- 結果通知は、申込みをした月、1 回のみ発行となります。
- 申込みの有効期限は、令和 9 年度中（令和 10 年 3 月利用調整まで）です。
- 教育・保育給付認定の有効期限が切れると、施設利用申込も無効となります（求職活動の認定でお申込みの方は除く）。
- 翌月以降、希望施設に空きが出て入所が決定した場合は、電話でご連絡します。

初回申込月以降、育児休業延長に伴い、保育所に入所できていないことを証明する書類が必要な場合は、「施設利用保留証明交付申請書」を保育課にご提出ください。申請書を受領後、該当の月が到来し次第、「施設利用保留証明書」を発行いたします。申請書は、市ホームページからダウンロードが可能です。



書式ダウンロード

(2) 入所（転所）を待っている方

➤ 申込内容を変更する場合

希望施設、申込内容、家庭状況等に変更がある場合は、必要書類をインターネット・郵送・窓口にて申込締切日の午後 4 時 30 分までに手続きしてください。

➤ 施設の空き状況について

毎月 25 日頃に翌々月の空き状況を日野市ホームページおよび
保育課窓口で公表しています。



保育施設の空き状況

➤ 申込みを取り下げる場合

施設利用申込みを取り下げる場合は、「施設利用調整申込取下書」をご提出ください。
様式は、日野市ホームページからダウンロードできます。



書式ダウンロード



書類提出フォーム

利用調整基準指数表

※令和9年度申込みに適用。翌年度以降、変更の可能性あります

(1) 基本指数表

保育が必要な理由	基本指数	細目
労働 ※労働内定を含む	100	月 160 時間以上
	90	月 140 時間以上 160 時間未満
	80	月 120 時間以上 140 時間未満
	70	月 90 時間以上 120 時間未満
	60	月 70 時間以上 90 時間未満
	50	月 48 時間以上 70 時間未満
	40	上記以外(労働実績がない場合も含む)
求職	20	求職活動のために外出を必要とする場合
出産	100	妊娠・出産
疾病 負傷	100	入院:一か月以上
	90	入院:一か月未満
	100	自宅療養・通院:常時病臥、難病、感染性・精神性の疾病
	80	自宅療養・通院:常時安静、一般療養(週 3 回以上の通院・加療が必要)
	40	その他:上記以外
障害	100	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度の該当者
	80	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度の該当者
	40	上記以外
介護 (同居)	100	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、介護保険要介護度 4 以上またはこれらに相当する同居親族を週 5 日以上、居宅介護する場合
	80	身体障害者手帳 1～3 級または精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度、介護保険要介護度 2 以上またはこれらに相当する同居親族を週 3 日以上、居宅介護する場合
	40	上記以外で同居の親族を介護する場合(送迎含む)
災害	100	災害(火災・風水害等)による復旧活動のため、保育にあたれない場合
就学	労働に準ずる	国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等に通学している場合
その他	20～100	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情がある場合
	介護(同居)に準ずる	介護(別居):別居の親族を介護する場合(申込児童の 2 親等以内の親族に限る)
	100	不存在:死亡、離別、拘禁等
	最優先	幼稚園の認定こども園への移行に伴い、同施設を第1希望として継続利用を希望する場合(移行時の当初利用調整に限る。)

※注意点

- ① 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- ② 利用調整基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数
- ③ 保育が必要な理由が2つ以上にわたる場合には、保護者の希望によりどちらか 1 つに決定する。
- ④ 書類審査の上、申込内容と異なる事実が発覚した場合には、事実に合わせて利用調整基準指数を決定する。
- ⑤ 【労働】労働時間は、就労証明書の記載を確認し、時間数で決定する。
- ⑥ 【労働】産前産後休業・育児休業・その他休業を取得している者が、休業取得前と同等の条件での復職が見込まれる場合は、現に労働しているものとみなし、指数を算定する。
- ⑦ 【就学】対象施設は、16 ページを参照
- ⑧ 【その他】最優先の基本指数は、事前に当該施設から提出のあった児童名簿に基づき利用調整を行う。

(2)調整指数表

【提出書類にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(1)	-10	自営業・内職の方で、証明書類が一部不足している場合
(2)	-20	自営業・内職の方で、証明書類の提出がない場合
(3)	-20	自営業専従者の方で、証明書類の提出がない場合
(4)	-20	就労証明書の就労時間と就労実績に整合性がない場合

【申込児童にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(5)	+4	前年度4月1日時点で生後57日に達しなかった者
(6)	+10	認可外保育施設または市外の保育所等に預けているのを常態としている場合(※)
(7)	+13	申込児童が集団保育可能な障害児の場合(難病を含む)(※)
(8)	+24	市内の保育所等を利用している兄弟姉妹と異なる市内の保育所等を利用している申込児童が、当該兄弟姉妹が利用している市内の保育所等への変更(転所)を希望する場合(※)
(9)	+24	認可外保育施設または市外の保育所等に預けているのを常態としており、かつ、市内の保育所等を利用している兄弟姉妹がいる場合(※)
(10)	+28	保育所等または認可外保育施設を利用している児童が、就学前に卒園する場合(※)
(11)	+28	申込児童が医療的ケアを必要とする場合(※)

【申込世帯にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(12)	+2	兄弟姉妹の同時申込み(※)
(13)	+4	申込児童の兄弟姉妹に障害がある場合(難病を含む)(※)
(14)	+6	申込児童の保護者に障害がある場合(難病を含む)(※)
(15)	+8	多胎児の同時申込み(※)
(16)	+15	未就学児が3人以上いる世帯(※)
(17)	+26	生活保護受給世帯
(18)	+28	市内の保育所等に在園している又は利用を申し込んでいる医療的ケア児の兄弟姉妹の申込みを行う世帯(※)
(19)	+30	保護者のいずれかが単身赴任の世帯(※)
(20)	+30	市内の保育所等又は市内の認可外保育施設に保育士として復職予定の者または保育士として採用が内定している者
(21)	+60	生計中心者が倒産等により失業中であり、求職中の場合(※) (入所希望月を含む3回目の利用調整まで適用)
(22)	+85	ひとり親世帯
(23)	-10	入所を希望する月において、申込児童の祖父または祖母と同居(二世帯・世帯分離含む)する世帯。その祖父母が【1】労働 【2】年齢的(65 歳以上) 【3】身体的に保育できない場合を除く(※)
(24)	-50	納期限を経過した利用者負担額の未払がある世帯(6か月分未満)(※)
(25)	-100	納期限を経過した利用者負担額の未払がある世帯(6か月分以上)(※)

(※)：「調整指数に関する補足事項」を参照

調整指数に関する補足事項

用語説明	保育所等:認可保育所、認定こども園(保育園枠)または地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)を指す。 認可外保育施設:認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、ベビーホテルまたはこれらに準ずる保育施設、一時保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等(施設所在地の都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出を行い、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に限る。)を指す。
番号 (6) (9) (10)	月12日以上かつ月48時間以上の利用を常態(認証保育所・保育ママ・企業主導型保育事業・ベビーホテルまたはこれらに準ずる保育施設においては月極契約／一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッター等は1か月以上利用していること)としている場合に適用する。 ・番号(6)・(9)については、産休・育休・その他休業を取得中の場合は、適用しない(市外施設を除く)。 ・番号(6)・(9)・(10)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (7) (11)	番号(7)については、申込児童について「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出がある場合または診断書等で難病であることが確認できる場合に適用する。 ・番号(7)・(11)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (10)	連携施設での受入れが確保されている者には適用しない。
番号 (12) (15)	申込児童全員が保育所等・幼稚園・認可外保育施設に在籍していない場合に適用する。 ・番号(12)・(15)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (13) (14)	申込児童の兄弟姉妹・保護者について、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出がある場合または診断書等で難病であることが確認できる場合に適用する。 ・対象となる兄弟姉妹が複数の場合でも、調整指数(13)の重複加算はしない。 ・対象となる保護者が複数の場合でも、調整指数(14)の重複加算はしない。
番号 (16)	入所希望月1日時点を基準とする。当該時点までに出生予定の児童も含む。
番号 (18)	番号(18)については、番号(8)・(9)・(13)といずれも、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (19)	「単身赴任」とは、申込締切日時点で父母のいずれかが申込児童と生活を異にすることを常態としており、かつ、その状態が入所月の初日においても継続する見込であることをいう。また、単身赴任する父または母は、その勤務地が日野市から直線距離で100km以上離れており、かつ、その生活の拠点が月20日以上市内に所在しない場合に適用する。
番号 (21)	「生計中心者」とは、父母のうちいずれか収入が高い者をいい、当該生計中心者が申込期日の属する月を含まない直近3か月以内に失業した場合に適用する。
番号 (23)	入所希望月が属する年度の4月1日時点の年齢を基準とする。 【1】労働 【3】身体的に保育できない、場合は書類(28 ページ)で確認ができる場合は、適用しない。
番号 (24) (25)	「納期限を経過した利用者負担額の未払」には、申込児童の属する世帯における他の兄弟姉妹の未払分を含むものとする。ただし、当該世帯が災害等を受けた場合であって、教育・保育給付認定保護者が利用者負担を納期限までに支払うことができないことにつき、真にやむを得ない事情があると市が認めたときは、適用しない。

(3) 利用調整基準指数が同位の場合の優先順位

- ① 入所内定の辞退歴がない申込児童
(当該申込児童のみ。入所申込に係る前年度申込までの辞退の有無を勘案する。)
※令和 8 年度申込みの辞退者から適用。
- ② 里親世帯
- ③ 兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
- ④ 利用調整基準指数のうち基本指数の高い世帯
- ⑤ 保育所等・幼稚園・認可外保育施設に在籍していない児童
- ⑥ 施設利用希望前年度の区市町村民税(父母合算額)の低い世帯
※申込時点と住民税が変更になった場合は保育課までご連絡ください。
- ⑦ 日野市在住期間の長い者(父または母の長い方を採用。再転入した場合は再転入日から起算)

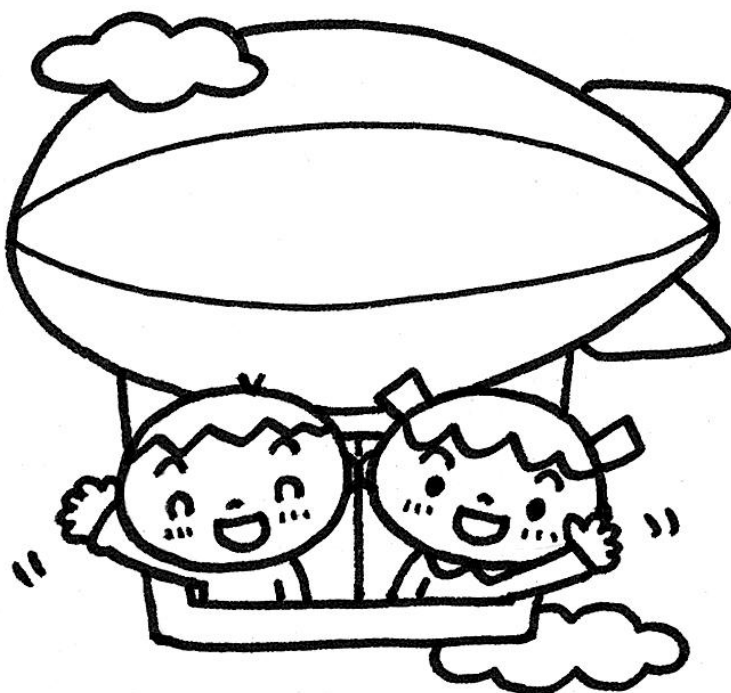
(4) 利用調整基準指数の見直しについて

保育施設の利用調整においては、利用調整基準指数表に基づきご家庭の保育の必要性を指数化し、指数の高い順に入所を決定しています。近年の子育て環境の変化や働き方が多様化している状況を鑑み、より本市の実態に合わせた基準となるよう見直しを実施します。

前年度からの主な変更点

	見直し項目	変更内容
(1)基本指数表	介護(同居)	「保育が必要な理由」の「障害」80点と揃えるため、「介護(同居)」80点から身体障害者手帳4級を除外しました。
	その他	幼稚園から認定こども園への移行に関する取扱いを追加しました。 (認定こども園への制度移行に伴う子どもの教育・保育環境の継続性に配慮するため)
(2)調整指数表	(18)医療的ケア児の兄弟姉妹への加点	加点対象に追加します。(医療的ケア児がいる世帯への支援のため)
	(20)保育士として復職・採用が内定している者	市内の認可外保育施設(条件あり)を追加しました。(待機児童解消のため)
(3)利用調整基準指数が同位の場合の優先順位	⑦日野市在住期間の長い者	優先順位に追加します。(⑥施設利用希望前年度の区市町村民税(父母合算額)の低い世帯と同額になる場合が想定されるため)

利用者負担額等について



10. 利用者負担額（保育料）と給食費

(1) 保育施設の利用に要する費用

次の①～④に掲げる費用があります。

項目	内容
①利用者負担額（保育料）	通常の保育時間を利用する際に必要となる費用 ※施設により、通常保育の実施時間が異なります。
②延長保育料	通常の保育時間を超えて、児童を預かる際に必要となる費用 ※施設により、延長保育の実施時間が異なります。
③給食費	園児が保育施設で給食を食べる場合に必要となる費用 ※主食費（ごはん、パン等）と副食費（おかず、おやつ等の材料費）
④その他の諸経費	上記①～③とは別に、保育所生活で必要となる費用

※日野市外の保育施設を利用する場合は、それぞれの施設にお問い合わせください。

① 利用者負担額（保育料）

国および東京都による幼児教育・保育無償化事業により、0円（月額）となっています。

※保育施設の入所決定時に改めてお知らせします。

※対象施設：市立保育所・私立保育所（小規模保育事業を含む）・認定こども園

※0～2歳児クラスの注意点：東京都外に在住で日野市内の保育施設を利用する場合は、保育料がかかる場合があります（居住先自治体の算定による）。

② 延長保育料

■ 市立保育所

利用区分 利用時間	スポット利用		月単位の利用	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
7：00～9：00（午前）	—	200円	—	500円
17：00～18：00（午後①）	—	200円	—	500円
18：00～19：00（午後②）	700円	700円	2,500円	2,500円

■ 私立保育所・小規模保育事業・認定こども園

延長保育料については各施設にて決定しています。

各施設の延長保育実施有無については施設情報をご確認ください（54～57ページ）。

□延長保育料の免除について

生活保護世帯・里親世帯・市民税非課税世帯（※）の場合は、延長保育料が免除となります。

（※）市民税の適用年度については、下表をご覧ください。

利用月	市民税の適用年度
4～8月分	令和8年度市民税額
9～3月分	令和9年度市民税額

③ 給食費

■ 金額について

区分 \ 年齢	0～2歳児	3～5歳児
主食費	無償 ※利用者負担額 (保育料)に含 まれます。	市立保育所・私立保育所：無償 認定こども園(幼保連携型)：無償 認定こども園(幼稚園型)：各施設にて決定(→41ページ)
副食費		市立保育所：4,500円/月(月途中退所でも日割りなし) 私立保育所：各施設にて決定 認定こども園：各施設にて決定

■ 副食費の免除について

次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

	対象者	説明
年収360万円 未満相当世帯 (★)	☐ 市民税所得割額が57,700円 未満の世帯 ☐ 市民税所得割額が77,101円 未満の要保護世帯等 (右記参照)	「要保護世帯等」：母子・父子世帯又は在宅障害者(児)がいる世帯(身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、国民年金の障害基礎年金を受けている世帯)
(所得に関わらず) 第3子以降の 子ども	同一世帯において、2人以上の 就学前児童(兄弟)が右欄に挙 げる施設に通所または利用し ている場合〔国基準〕 ＊在籍証明書の提出が必要 (右記①は不要→29ページ⑩)	①特定教育・保育施設、私立幼稚園(新制度 未移行園)、特定地域型保育事業 ②認可外保育施設(施設所在地の都道府県ま たは区市町村に届出をしている施設に限 る。)、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施 設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居 宅訪問型児童発達支援、特例保育

※生活保護世帯・里親世帯も副食費免除の該当となります。

(★) 市民税の適用年度と免除の通知時期

利用月	市民税の適用年度	免除の通知時期
4～8月分	令和8年度市民税額(所得割額)	判定した場合に随時
9～3月分	令和9年度市民税額(所得割額)	

・市民税所得割額は、調整控除以外の各種調整控除(住宅取得控除等)を控除する前の額を根拠とし、父母の合算額で決定します。父母が非課税で同居の祖父母がいる場合は、祖父母の税額のうち、いずれか高い方を適用して判定します。

・海外就労等で国内に課税情報がない場合でも、国外の収入額等を基に保育課にて市民税所得割額を仮算定して判定します。「収入等申告書」をご提出ください(→30ページ)。

(★★) 副食費支払免除の解除

税の修正申告等により市民税額に変更が生じた場合は、副食費の支払免除が解除となる可能性があります。この場合は、事由発生日まで遡り、副食費を追加して徴収します。

日野市立保育所における副食費免除の取扱い

その月の全ての日の給食を食べない場合(アレルギー等により給食を全く食べられない、毎日弁当を持参している、1か月以上保育園を長期欠席する等)は、事前に「副食費免除申請書」(市ホームページからダウンロード可)を提出していただくことにより、副食費の支払いが免除されます。該当月の前月15日までに必ずご提出ください。

※市立保育所以外の施設の取扱いについては、直接施設にお問い合わせください。

④ その他の諸経費

施設によっては、制服代などの諸経費が別途かかることがあります。

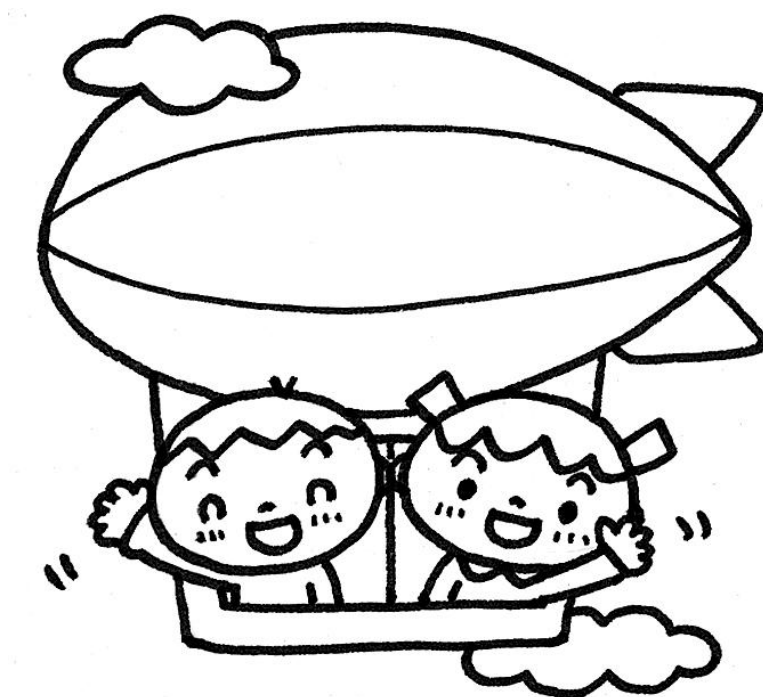
下記施設については、入所時に負担金があり、月々の上乗せ徴収があります。

区分	保育施設名	上乗せ徴収予定額
小規模 保育事業	たまだいら 1・2 Smile House	入所時：10,000 円（施設整備費） 毎 月： 3,500 円（上乗せ徴収、施設維持費） その他：実費徴収あり
	ひのめばえ保育園	入所時：10,000 円（環境整備協力金） 毎 月： 2,000 円（上乗せ徴収） その他：実費徴収あり
認定 こども園 （幼稚園型）	日野・多摩平 幼稚園	入所時：60,000 円 （入園準備金：50,000 円、施設整備費：10,000 円） 毎 月：24,000 円 （上乗せ徴収：12,000 円、施設維持費：500 円、 食育活動費：11,500 円） その他：冷暖房費、バス希望者バス維持費、実費徴収あり
	百草台幼稚園	入所時：0 円 毎 月： 6,800 円 （上乗せ徴収：500 円、給食費：4,000 円、 施設充実費：1,800 円、教材費：500 円） その他：実費徴収あり（施設設備費（バス代）など）
認定 こども園 （幼保連携型）	（仮称） 日野ひかり幼稚園	入所時：0 円 【2 号】 毎月：12,000 円（上乗せ徴収：10,000 円、施設維持費：1,000 円、 食育活動充実費：1,000 円） 【3 号（2 歳児）】 毎月：3,500 円（上乗せ徴収：2,000 円、施設維持費：1,000 円、 食育活動充実費：500 円） 【3 号（1 歳児）】 毎月：1,000 円（施設維持費：1,000 円） その他：実費徴収あり ※令和 9 年 4 月新規開設予定のため、変更となる場合があります。 記載の内容は令和 8 年 9 月時点のものです。 最新の情報は園へお問い合わせください。

(2) 延長保育料・給食費（副食費）の納入方法について【日野市内の施設】

在籍する施設の類型		納入先	納入方法
市立 保育所	・ 副食費	日野市	納め忘れのない口座振替をご利用ください。 ※口座振替依頼書は、入所決定通知に同封しますので保育課までご提出ください（郵送可）。 ※口座振替を希望しない方は、納付書により収納取扱金融機関、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済等で納めてください。
	・ 延長保育料	日野市	各園にお支払いください。
私立保育所 ・ 副食費 ・ 延長保育料		各施設	各施設にお問い合わせください。
小規模保育事業 ・ 延長保育料			
認定こども園 ・ 副食費 ・ 延長保育料			

入所後の手続きについて



11. 入所後の手続き

(1) 入所決定後の手続き

利用申込時において、次の状況に当てはまる方は、入所後に書類の提出が必要です。

対象	提出書類	提出期限	備考
休業取得中で 申込み ※産前産後休業、育 児休業、病気休業な ど	復職証明書※	入所月の 翌月 15 日まで	・【入所月の翌月 1 日】までに元の雇用 契約通り復職してください。 ・復職日以降に発行されたものを提出 してください。 ・父母共に休業中の場合は、それぞ れの証明書を提出してください。
労働実績不足 ※月 48 時間未満の 方（申込時）	勤務実績が確認でき る書類（出勤簿、給与 明細、労働確認書な ど）	入所月の 翌月 15 日まで	一か月分の実績が記入されたものを ご提出ください。 保育施設を利用するには、月 48 時間 以上の労働が必要です。
求職中	・就労証明書 ・教育・保育給付認 定及び施設等利用給 付認定家庭状況変更 届	入所月の 翌々月 15 日まで	・求職理由での在所期間は 3 か月です。 ・認定終了月の翌月中に労働を開始し てください。
労働内定	就労証明書	入所月の 翌月 15 日まで	労働開始後に発行されたものを提出し てください。

※【復職の際に必要な手続き】

復職後に「復職証明書（日野市様式）」の提出が必要です。なお、申込時の勤務先に同条件で復職することを条件に申込受付および利用調整を行っていますので、同条件での復職が確認できない場合には、退所となります。

復職に伴い、保育の必要量（標準時間・短時間）の変更が必要な場合は、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」を育児休業の終了日が属する月の前月 15 日までにご提出ください。ただし、在所児童の弟妹の入所が決定した場合、在所児童の認定内容は下のお子さまの申込内容に合わせて変更しますので手続きは不要です。

(2) 家庭状況調査（現況調査）について

毎年 1 回程度、家庭状況調査を行い、保育の継続の可否について確認します。施設を通して（市外施設に在所の方には郵送で）通知を配布しますので、必要書類をご提出ください。ご提出は電子提出でお願いしております。締切日までに保育が必要な理由が確認できない場合は、退所となります。

(3) 家庭状況が変わった場合等の手続き

家庭状況等が変わった場合は、必ず届出をお願いします。届出がない場合には、退所となる可能性があります。各種様式については日野市ホームページからダウンロードできます。また、保育課窓口・各保育施設でも配布しております。提出書類については電子で提出ができます。



書式ダウンロード



書類提出フォーム

①家庭状況が変わった場合

転居・就職・転職・退職・氏名変更・世帯員（増・減）・保育が必要な理由・その他変更が生じた場合は、速やかに「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」と変更を証明する書類をご提出ください。変更に関する書類を提出せずに、のちに変更が発覚した場合には、退所となる可能性があります。

②退職した場合

労働認定の保護者が退職した場合は、退職日の属する月の月末で退所となります。「退所届出書」をご提出ください。引き続き在所を希望する場合は「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」をご提出ください。保育が必要な理由を求職活動に変更します。

その後、退職月の翌月から 3 か月目の 15 日までに新しい勤務先の「就労証明書」を提出し、4 か月目中に労働を開始してください。

就労証明書を提出できない場合には退所となりますが、求職活動の理由での再申込みは可能です。なお、申込締切時期が各月 10 日ですので、再申込みの際にはご注意ください。

③転職した場合

転職した場合には、①「就労証明書」、②退職日を記入した「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」をご提出ください。また、転職後も、毎月 48 時間以上の就労が必要となります。なお、「就労証明書」提出後に就労実績を確認します。

④出産に伴い退職する場合

出産予定月の 2 か月前（3 か月前の末日は可。以下同じ）まで労働を続けた場合は、支給認定の保育希望理由を労働から出産に切り替え、出産後 2 か月まで在所することができます。①「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届」と②「母子健康手帳（表紙と出産予定日の載っているページ）の写し」をご提出ください。ただし、期間経過後は必ず退所となりますので、引き続き在所を希望する場合は再度の申込みが必要です。出産予定月の 2 か月より前に退職した場合は、退職日の属する月の月末で保育施設は退所となります。

⑤**重要** 育児休業を取得する場合

出産後に育児休業を取得する場合は、「育児休業証明書」をご提出ください。「復職証明書」「育児休業証明書」のいずれかの提出がない場合には退所となります。

※ 育児休業期間は、保育施設に継続して在所できます。

※ 育児休業中に退職した場合は、退職日の属する月の月末で退所となります。

※ 産前産後休業の取得を証明する書類の提出は不要です。

⑥日野市外に転出する方

日野市外に転出される場合は「退所届出書」をご提出ください（退所月10日までの提出にご協力ください）。状況によって様々な手続きが必要となりますので、必ず日野市保育課へご連絡ください。転出先での認定があれば、転出後も日野市の保育施設に通い続けることは可能ですが、産前産後休業・育児休業中で在所している場合は、転出先の区市町村により適用外となる場合があります。

⑦保育施設を休所する場合

保育施設を休所する場合は施設にお伝えください。最大 2 か月間休所することができます。ただし、特別な事情があり 2 か月を超える場合は、事前に保育課にご相談ください。

なお、日野市立保育所の3歳児～5歳児クラスに在籍する園児については、その月のすべての日を休所する場合に、休所予定月の前月15日までに「副食費免除申請書」を提出することにより、休所の副食費（おかず、おやつ等材料費）が免除されます（→40ページ）。

⑧保育施設を退所する場合

早急に、市保育課へ「退所届出書」をご提出ください。

※退所月10日までの提出にご協力ください。

※在所施設にも退所する旨をお伝えください。

⑨求職活動の認定で再度の申込みをする場合

求職活動の認定で、入所後 3 か月目の書類提出締切日までに就労証明書の提出がない場合は、退所となります。翌月以降も保育所の利用を希望する場合は、再度の申込みが必要となります。

(4) Q&A(よくある質問)

質問	回答
Q1（育児休業） 重要 現在育児休業中で4月入所が決定しました。5月1日が日曜日のため、5月2日の復職になりますが、構わないでしょうか？	入所が決定した場合、利用を開始した月の翌月1日までに必ず復職する必要があります。 5月1日が日曜日であったとしても、5月2日以降の復職は認められず、退所となります。このような場合には、4月中に復職していただくよう、お勤め先とあらかじめ調整していただく必要があります。 また、5月2日以降の復職しかできない場合は、4月入所の申込みができず、5月入所の申込みとなります。
Q2（産休・育休） 子どもが認可保育所に在園しています。この度、産前産後休業、育児休業を取得するのですが、保育園に預ける時間を短くしないといけないのでしょうか？	市が認定する保育時間は、保護者が決めることができます。 産前産後休業・育児休業を取得するために、必ずしも保育時間を短くする必要はありません。
Q3（労働認定） 労働認定で認可保育所を利用しています。子どもや家族、保護者自身が体調を崩して月 48 時間以上働けていない月がある場合には退所になりますか？	退所になる可能性があります。 市では、年間を通じて毎月 48 時間以上の労働をされる方が「労働」の認定を受けることができます。 そのため、予定していなかった休みを取得した場合でも、その上で 48 時間以上の労働実績を確保する必要があります。 不意なお休みにも対応できるよう、雇用契約は 48 時間ぎりぎりではない時間をお勧めしています。

■その他のよくあるご質問は、市ホームページをご確認ください。

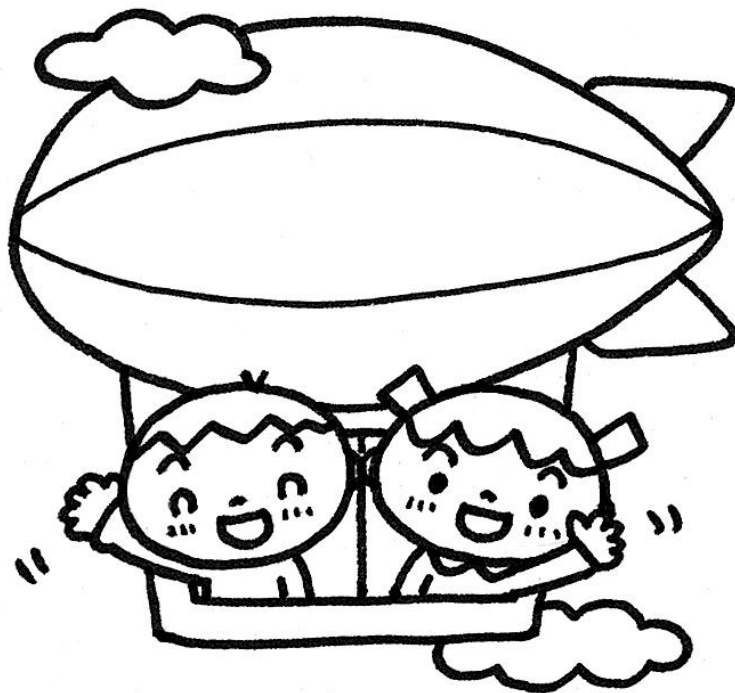
<https://www.city.hino.lg.jp/faq/kosodate/hoikuen/1000800/1029176.html>

■各種書類の提出には、便利な電子提出をご利用ください■

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029005/1029149.html>



保育施設について



12. 休日、開所時間と保育時間

(1) 休日

日曜日・祝日、12月29日～31日、1月1日～3日

※日野・多摩平幼稚園、百草台幼稚園、たまだいら1・2 Smile House 及びひのめばえ保育園は、土曜日もお休みです。各施設の詳細は施設情報をご確認ください（→54～57ページ）。

(2) 開所時間

最長13時間。ただし、施設により異なります（11～13時間）。

(3) 保育時間

○「保育必要量」として認定された区分（標準時間または短時間）の範囲内（→10ページ）

※標準時間：一日11時間まで、短時間：一日8時間まで

※利用できる時間は、各施設で異なります（施設一覧を参照→54～57ページ）。

○11時間または8時間を超えた保育のご利用には、「延長保育料」がかかります。

	7:00	9:00	17:00	18:00	20:00
標準時間					延長保育
短時間	延長保育				延長保育

○「慣らし保育」期間

入所当初は、徐々に保育施設的环境に慣れていただくための「慣らし保育」を1週間程度行う場合があります（お子さんによって期間は異なります）。慣らし保育中は、保育時間が短くなることがあります。

13. 市立保育所

(1) みさわ保育園

公立の「保育所型認定こども園」として建て替えを行う方針です。具体的な時期、定員などの内容、周辺子育て支援施設との複合化の可能性などについて検討を進めています。

(2) みなみだいら保育園

みなみだいら保育園が併設される「都営日野平山アパート 5 号棟」での保育は、東京都による団地建替え工事のため、令和 10 年度末までを予定としています。令和 11 年度から保育園隣の 6 号棟跡地に新たな保育園の開設を検討しています。開設後の運営主体は、民間保育園へ変更になります。新設される保育園に移動が必要となるため、あらかじめご理解の上、お申し込みください。

(3) あらい保育園

あらい保育園が併設される「都営日野新井アパート」は、東京都による団地建替工事が進められています。東京都によれば、1～3 棟ずつ旧棟の解体工事及び新棟の建築工事が順番に進められており、工事はこの先約 5～10 年にわたって続く予定とのことです。

なお、旧棟解体工事にあたっては、一部にアスベストを含有している建築部材が含まれる場合がありますが、法令に基づき適切に処理していくことを確認しています。

(4) あさひがおか保育園

平成 17 年（2005 年）から隣接する第七幼稚園と「あさひがおか幼児園」として活動を行っています。日々の保育はお互いの施設で行うことを基本としつつ、一年を通じて幼稚園・保育園の 4・5 歳児で交流する機会を設けています。幼稚園・保育園の 4・5 歳児保育は、学年の担当が連携を取り合い、共通の理念で育ち、小学校に滑らかに接続できるように実践しています。

14. みさわ保育園 特別利用保育

(1) 「特別利用保育」とは

小学校に入学する前に集団生活を経験させたいけれども、身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、保護者の方の就労等の「保育を必要とする理由」もないといった状況のご家庭のために、例外的に地域の保育園を利用できるようにする子ども・子育て支援法上の制度です。

(2) 実施園

日野市立みさわ保育園（日野市三沢 200 番地）

(3) 定員

4 歳児クラス 2 人、5 歳児クラス 2 人（計 4 人）

(4) 対象児童（以下のいずれも満たす児童）

- ①令和 9 年 4 月 1 日時点で、4 歳以上であること。
- ②教育・保育給付 1 号認定を受けていること（保育の必要性なし）。
- ③在籍期間中に対象となる地域（日野、万願寺、石田、高幡、新井及び三沢）にお住まいの方

(5) 利用内容

- ア 保育時間等
- ・月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 4 時
 - ・休日：土曜・日曜日及び祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
 - ・時間外保育・土曜日保育：実施なし
- イ 利用者負担等
- ・保育料：無償
 - ・副食費：4,500 円（納付書払い）
- ※家庭の状況に変更が生じた場合は、市にご連絡ください。

一定の要件に該当する場合は、副食費が免除となります
(→40 ページ参照)

(6) 4 月 1 日に入所希望する場合の申込手続

受付期間	令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）～10 月 30 日（金曜日）午後 4 時 30 分
受付場所	保育課窓口（直接持参）
必要書類	①教育・保育給付認定(変更)申請書兼特別利用保育利用申込書、 ②申込時における健康調査票、③個人番号(マイナンバー)提供書 〈申請書類は、市ホームページからダウンロードしてください〉 https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029053/1031802.html 
結果通知	令和 8 年 11 月末日までに発送
申込多数の場合	抽選を行いますので、別途ご案内を送付します。 日時：令和 8 年 11 月 18 日（水曜日）10 時開始 場所：子ども包括支援センター「みらいく」 注意：抽選に欠席された方は、棄権とみなします。

(7) 年度途中に入所希望する場合の申込手続

年度途中からの利用は、受入枠に空きがある場合に限りです。
※空き状況については、市ホームページ公開します。
※4 月入所の申込みをして入所できなかった場合でも、再度の申込みが必要です。
※保育利用開始日は、いずれも毎月 1 日となります。

(8) 利用を途中で終了する場合

利用終了する月の月末までに、「特別利用保育利用終了届出書」を市に提出してください。
※対象地域からの転出（市内転居を含む）の場合は、利用終了となります。

15. 途中卒園・進級する保育施設

次の保育施設は、2歳児クラスで卒園し、卒園後は本園または提携園に進級となります。
施設により、進級先の決定方法等が異なりますのでご注意ください。

区分	卒園 年齢	保育施設名	進級・提携園[受入人数]	備考
認可 保育所	2 歳児	あおぞら東豊田保育園	あおぞら多摩平保育園	進級園以外の 保育施設を希 望する場合は、申込みが 必要です。
		栄光豊田駅前保育園	栄光多摩平中央保育園 [10] 栄光たまだいら保育園 [9] (※1)	
		わらべ豊田駅南口保育園	あおぞら多摩平保育園 [6] 栄光たまだいら保育園 [2] わらべ日野市役所東保育園 [1] (※1)	
小規模 保育 事業		マジオたんぽぽ保育園 日野ルーム	みさわ保育園 [6] もぐさ台保育園 [4] (※1)	進級園以外の 保育施設を希 望する場合は、申込みが 必要です。
		ののはな保育園	みなみだいら保育園	
		たまだいら 1・2Smile House	日野・多摩平幼稚園	
		栄光ひまわり保育園	ひらやま保育園	
		ひのめばえ保育園	日野ふたば幼稚園 (※2)	

(※1) 進級先は、利用調整により決定します（進級年度の利用調整基準指数を適用）。

〔カッコ〕内の数値は、進級先の受入人数の内訳です。

なお、栄光豊田駅前保育園については、令和8年度2歳児クラス卒園児から進級先が「栄光多摩平中央保育園」または「栄光たまだいら保育園」のいずれかになります。進級先は利用調整により決定しますが、令和7年度から在籍している児童の希望を優先して調整します。

(※2) 進級先は保育施設ではなく、幼稚園となります（幼稚園児として進級）。

日野ふたば幼稚園運営主体：学校法人 AppreSeed 学院 所在地：東豊田 2-20-2

TEL：581-3828 保育時間：9時～14時 預かり保育時間：7時～9時・14時～18時

16. 認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）

幼稚園型・幼保連携型の認定こども園は、保育施設との違いがあります。

各施設の教育方針・運営内容をご理解の上、お申し込みください。

※利用調整における注意点は、23 ページを確認してください（幼稚園型のみ）。

	施設名	特記事項
幼稚園型	日野・多摩平幼稚園	① 18 時以降の延長保育はありません（18 時閉園のため） ② 給食は外部搬入です（自園調理ではありません） ③ 土曜保育は実施していません
	百草台幼稚園	① 18 時 30 分以降の延長保育はありません（18 時 30 分閉園のため） ② 給食は外部搬入です（自園調理ではありません） ③ 土曜保育は実施していません
幼保連携型	上田せせらぎこども園	① 延長保育は 20 時まで行っています ② 給食は自園調理です ③ 土曜保育を実施しています
	（仮称） 日野ひかり幼稚園	① 18 時 30 分以降の延長保育はありません（18 時 30 分閉園のため） ② 1・2 歳児の給食は自園調理、3 歳児以上の給食は外部搬入です（水・土曜日は自園調理です） ③ 土曜保育を実施しています ④ 園バスについて、詳細は施設にお問い合わせください。 ※令和 9 年 4 月新規開設予定のため、変更となる場合があります。 記載の内容は令和 8 年 9 月時点のものです。 最新の情報は園へお問い合わせください。

※「保育の必要がない場合（幼稚園枠）」は、各施設に直接のお申込みとなります（1 号認定。詳細は 62・63 ページ参照）。

17. 保育施設情報

(1) 今後変更がある施設について

① 栄光平山台保育園

令和 10 年度末で閉園となります。そのため、令和 10 年度に向けて段階的に受入れの停止を行っています。

② 日野ひかり幼稚園（令和 9 年度～）

認定こども園（幼保連携型）に移行する予定です。

これに伴い、保育園枠が新設されるなどの変更事項が生じる予定です。

(2) 待機児童対策について

一部の保育施設においては、下記により、定員を越えて受入れをしている場合があります。

待機児童の解消等を目的に、職員配置基準および面積基準を遵守した上で、各施設にご尽力いただいているものですので、ご理解をお願いいたします。

① 定員の弾力化

待機児童の解消等のために、定員を越えて入所できるように柔軟に調整したものです。

なお、募集人数は、弾力化した結果を踏まえて設定しています。

② 緊急 1 歳児等受入事業

一部の保育所の空きスペースや空き定員を活用し、待機児童となっている 1 歳児等を、1 年間継続的に受け入れる事業です。

4 月入所利用調整で保留（待機）となった方にご案内する予定です。また、5 月以降に施設に空きがある場合は、その時点で保留（待機）となっている方にご案内します。

なお、他の施設に在籍中の方は除きます。

(3) 施設情報を知りたい場合（『ここ de サーチ』）

知りたい地域の認可保育所、認定こども園、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄駅などから検索することができます。施設の詳細を地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029011/1029068.html>



園の様子は「ここ de サーチ」
で検索してみてー♪



(4) 認可保育施設一覧表

※市外局番「042」

	区分	施設名	所在地	電話番号	クラス 年齢
旭が丘・多摩平・豊田・東豊田・東平山・西平山・神明	市立	あさひがおか保育園	旭が丘2-42-1	581-7676	0~5
		ひらやま保育園	東平山1-7-13 平山住宅21号棟1階	581-9225	1~5
	私立	あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	旭が丘5-20-3	587-6601	0~5
		栄光豊田駅前保育園	多摩平2-3-1 2階	587-0908	1~2
		ひよこハウス多摩平	多摩平1-8-2	582-8861	0~5
		栄光多摩平の森保育園	多摩平2-8-5	843-2567	
		栄光多摩平中央保育園	多摩平3-1-15	843-4160	
		栄光ただいま保育園	多摩平4-4-2	581-0004	1~5
		あおぞら多摩平保育園	多摩平6-1-2	582-3755	0~5
		わらべ日野市役所東保育園	神明1-13-2	589-7711	
		芝原保育園	豊田1-18-5	582-5177	
		わらべ豊田駅南口保育園	豊田3-30-6	514-9511	0~2
		豊田保育園	豊田4-10-3	581-3451	1~5
		あおぞら東豊田保育園	東豊田3-12-7	583-7648	0~2
		ひよこハウス豊田	東平山3-1-1	585-7069	0~5
	こども園	日野・多摩平幼稚園	多摩平2-9-3	581-0436	3~5
		(仮称) 日野ひかり幼稚園	多摩平6-27-7	581-4765	1~5
	小規模	ただいま1・2 Smile House	多摩平2-13-30	843-1875	1~2
		ひのめばえ保育園	東豊田2-29-1	843-2834	
大坂上・新町・日野・日野本町・万願寺・栄町	市立	おおくぼ保育園	大坂上4-10-2	584-3690	0~5
		しんさかした保育園	新町3-17-4	584-8277	
	私立	日野保育園	新町1-5-6	581-0249	0~5
		日野第二保育園	日野311-3	581-3788	
		至誠第二保育園	日野1183-3	581-0446	
		至誠あずま保育園	日野1321-1	533-6686	
		よつぎ日野保育園	日野1367番地	587-1151	
		至誠ひの宿保育園	日野本町2-14-1	582-1019	
		しせい太陽の子保育園	日野本町3-3-3	586-6433	
		日野駅前かわせみ保育園	日野本町4-6-14	581-2233	
		至誠いしだ保育園	万願寺1-22-1	584-3100	
		万願寺保育園	万願寺2-31-8	587-0592	
		子どもの森あさかわ保育園	万願寺5-3-8	843-2080	
新井・高幡・程久保・三沢・百草	市立	あらい保育園	新井3-1-3	591-6132	1~5
		たかはた台保育園	程久保650	591-2231	
		みさわ保育園	三沢200	591-6131	
		もぐさ台保育園	百草1002-4	591-0880	0~5
	私立	むこうじま保育園	新井3-3-20	599-5561	0~5
		たかはた北保育園	高幡507-4	591-5003	0~5
		日野わかば保育園	程久保3-21-2	593-5551	
	こども園	百草台幼稚園	百草999百草団地2-5-4	591-1729	3~5
平山・上田・南平	小規模	マジオたんぽぽ保育園日野ルーム	百草193	594-5023	1~2
	市立	みなみだいら保育園	平山4-20-1	591-2468	1~5
		栄光平山台保育園	平山2-1-1	592-2345	4・5
	私立	栄光保育園	平山5-7-11	593-1538	0~5
		つくしんぼ保育園	南平5-8-2	591-6153	
	こども園	上田せせらぎこども園	上田488-2	843-1722	0~2
	小規模	栄光ひまわり保育園	平山5-8-8	506-9470	
		ののほな保育園	南平7-22-29	511-3436	1~2

市立…市立保育所 私立…私立保育所 こども園…認定こども園 小規模…小規模保育事業

認可保育所

※R9.4在籍可能人数（予定）は、空き情報ではありません。

●旭が丘・多摩平・豊田・東豊田・東平山・西平山・神明

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）								園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
あさひがおか保育園	日野市	S49.5.1	100	6	13	18	23	26	28	114	あり	なし	3台	豊田駅徒歩25分	
ひらやま保育園	日野市	S41.4.1	100	-	10	12	20	25	26	93	あり	なし	4台	平山城址公園駅 徒歩7分	
あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	（福）あおぞら福祉会	H13.4.1	29	4	5	5	5	5	5	29	あり	なし	なし	豊田駅徒歩25分	
栄光豊田駅前保育園	（福）栄光会	H22.4.1	38	-	19	19	-	-	-	38	なし	なし	なし	豊田駅徒歩1分	
ひよこハウス多摩平	（福）大家族	H13.12.1	90	15	15	15	15	15	15	90	あり	なし	5台	豊田駅徒歩5分	
栄光多摩平の森保育園	（福）栄光会	H30.4.1	120	10	24	24	24	24	24	130	あり	3歳 以上	10台	豊田駅徒歩8分	
栄光多摩平中央保育園	（福）栄光会	H29.4.1	130	10	20	20	30	30	30	140	あり	3歳 以上	5台	豊田駅徒歩10分	
栄光たまだいら保育園	（福）栄光会	R4.4.1	122	-	15	18	29	30	30	122	あり	3歳 以上	5台	豊田駅徒歩10分	
あおぞら多摩平保育園	（福）あおぞら福祉会	H20.4.1	120	9	13	14	30	31	31	128	あり	なし	10台	豊田駅徒歩15分	
わらべ日野市役所東保育園	（福）清心福祉会	R1.5.1	152	15	26	27	28	28	28	152	あり	なし	10台	日野駅徒歩16分	
芝原保育園	（福）ねぐるみ会	H22.4.1	100	9	15	19	20	20	20	103	あり	なし	7台	豊田駅徒歩10分	
わらべ豊田駅南口保育園	（福）清心福祉会	R7.4.1	24	6	9	9	-	-	-	24	なし	なし	なし	豊田駅徒歩4分	
豊田保育園	（福）ねぐるみ会	H30.4.1	118	-	16	24	24	26	26	116	あり	なし	10台	豊田駅徒歩5分	
あおぞら東豊田保育園	（福）あおぞら福祉会	S46.12.1	31	9	10	12	-	-	-	31	あり	なし	3台	豊田駅徒歩10分	
ひよこハウス豊田	（福）大家族	H15.11.1	90	12	15	18	18	18	18	99	あり	なし	8台	豊田駅徒歩8分	

●大坂上・新町・日野・日野本町・万願寺・栄町

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）								園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
おおくぼ保育園	日野市	S52.4.1	100	6	14	18	21	21	21	101	あり	なし	3台	日野駅徒歩15分	
しんさかした保育園	日野市	S53.4.1	80	6	10	15	15	17	17	80	あり	なし	5台	日野駅徒歩10分	
日野保育園	（福）のぎく会	S26.3.10	100	9	16	18	19	19	19	100	あり	なし	なし	日野駅徒歩5分	
日野第二保育園	（福）菊美会	S55.3.31	150	12	25	25	28	30	30	150	あり	なし	10台	日野駅/高幡不動駅へ ｽ7分 I7"ソン下車徒歩5分 甲州街道駅 徒歩10分	
至誠第二保育園	（福）至誠学舎 立川	S34.2.27	130	12	16	22	27	27	27	131	あり	なし	8台	甲州街道駅徒歩3分	
至誠あずま保育園	（福）至誠学舎 立川	H19.4.1	45	6	9	9	10	10	10	54	なし	なし	5台	甲州街道駅徒歩2分	
よつぎ日野保育園	（福）健生会	H31.4.1	143	9	24	24	28	28	30	143	あり	なし	数台	甲州街道駅徒歩7分	
至誠ひの宿保育園	（福）至誠学舎 立川	H30.4.1	130	9	22	24	25	25	25	130	あり	なし	数台	日野駅徒歩9分	
しせい太陽の子保育園	（福）至誠学舎 立川	H18.4.1	60	6	10	11	12	12	12	63	なし	なし	2台	日野駅徒歩5分	
日野駅前かわせみ保育園	（福）菊美会	H23.4.1	86	12	14	15	15	15	15	86	なし	なし	なし	日野駅徒歩1分	
至誠いしだ保育園	（福）至誠学舎 立川	H24.4.1	100	9	18	22	23	23	23	118	あり	なし	15台	万願寺駅徒歩8分	
万願寺保育園	（福）至誠学舎 立川	H14.4.1	45	6	8	9	10	10	10	53	あり	なし	5台	万願寺駅徒歩4分	
子どもの森あさかわ保育園	（福）貴静会	H31.4.1	120	9	22	23	23	23	23	123	あり	なし	8台	高幡不動駅徒歩9分	

11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:01～19:00	9:00～17:00	7:00～8:59 17:01～19:00	満1歳児以上から 【8H利用】7:00～8:59、17:01～18:00 1回200円 【8H、11H利用】18:01～19:00 1回600円 上限3,000円	有	土曜日は、あおぞら多摩 平保育園で合同保育（土 曜のみ18:00まで）
7:00～18:00	18:01～20:00 （土曜日なし）	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 （土曜日なし）	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	土曜日は、栄光多摩平中 央保育園で合同保育（土曜 日のみ18:00まで）
7:00～18:00	18:01～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00	満1歳以上から 30分 300円 1時間600円 月上限 5,000円	有	土曜日の延長保育は 実施しておりません。
7:00～18:00	18:01～20:00 （土曜日なし）	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 （土曜日なし）	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	土曜日の延長保育は 実施しておりません。
7:00～18:00	18:01～20:00 （土曜日なし）	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 （土曜日なし）	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり 【土曜日保育時間】7:00～18:00（延長保育なし）	有	土曜日の延長保育は実 施しておりません。駐 車場利用は送迎のみ。
7:00～18:00	18:01～20:00 （土曜日なし）	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 （土曜日なし）	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	土曜日の延長保育は 実施しておりません。
7:00～18:00	18:00～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00	満1歳児以上から 【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回200円 【8H、11H利用】18:01～19:00 1回600円 上限3,000円 19:01～20:00 1回600円 上限3,000円	有	土曜日の延長保育は 実施しておりません。
7:15～18:15	18:16～19:30	8:45～16:45	7:15～8:45 16:46～19:30	満1歳の誕生日の次の月から利用可 【8H利用】7:15～8:44/16:46～18:15 1回300円 ※最大料金の設定なし、利用回数が分岐 【8H、11H利用共通】18:16～19:15 1回600円 ※最大料金の設定あり3,000円 ※補償代込み 19:16～19:30 1回150円 ※最大料金の設定なし、利用回数が分岐	有	土曜日の延長保育は 実施しておりません。
7:00～18:00	18:00～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00	1歳になる月から 一か月5,000円 【8H利用】7:00～9:00/17:00～18:00 30分毎100円 【8H、11H利用】18:01～18:30 300円 ～19:00 700円 ～20:00 1,300円	有	駐車場1台は身障者用
7:15～18:15	18:15～19:30	8:45～16:45	7:15～8:45 16:45～19:30	満1歳の誕生日の次の月から利用可 7:15～8:45は無料 18:16～19:30は有料 【8H利用】17:00～18:00 1回600円～、捕食50円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回600円～、捕食50円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	一か月2,500円 【8H利用】7:00～9:00/17:00～18:00 30分毎100円 【8H、11H利用】18:01～18:30 300円 ～19:00 700円	有	
7:00～18:00	18:01～19:00	9:00～17:00	7:00～8:59 17:01～19:00	満1歳児以上から 【8H利用】7:00～8:59、17:01～18:00 1回200円 【8H、11H利用】18:01～19:00 1回600円 上限利用3,000円	有	土曜日は、あおぞら多摩 平保育園で合同保育（土 曜のみ18:00まで）
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	満1歳以上から30分 300円 1時間600円 月上限 5,000円	有	

11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:01～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00 17:00～18:00 無料 18:01～18:30 300円 18:31～19:00 400円	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～20:00	【8H利用】7:00～8:30 150円、16:30～18:00 150円 【8H、11H利用】18:00～20:00 400円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	18:00～18:35:300円、18:00～19:00:600円 （割引有：一番上のおさんが月合計で半額） 【8H利用】7:00～9:00/17:00～18:00 無料	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00	18:06～15分毎 150円、月上限 6,000円	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00	【8H利用】7:00～8:59、17:01～18:00:30分毎300円 【8H、11H利用】18:01～19:00:30分毎300円、19:01～20:00:30分毎500円 月額 18:01～19:00:3,000円（離乳食対応不可）、19時以降月極なし	有	延長月極利用は要申 請。駐車場は当園敷地 内にはありません
7:15～18:15	7:00～7:14 18:16～19:00	8:45～16:45	7:00～8:44 16:46～19:00	【8H利用】7:15～8:44:16:46～18:15 30分毎100円 【8H・11H利用】7:00～7:14 150円、18:16～18:45 300円、18:46～19:00 150円 ※延長保育は 満1歳より利用可	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00	1歳以上から利用可 15分毎 150円、1か月上限 6,000円	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～20:00	【8H利用】7:00～8:30 150円、16:30～18:00 150円 【8H、11H利用】18:00～20:00 一回 400円	有	車で送迎は申請書の 提出が必要です。
7:15～18:15	18:15～19:15	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	【8H利用】7:15～8:15 16:45～18:15 150円/15分 【8H、11H利用】】18:15～19:15 150円/15分	有	
7:15～18:15	7:00～7:14 18:16～19:00	8:45～16:45	7:15～8:44 16:46～19:00	【8H利用】7:15～8:44:16:46～18:15 30分毎100円 【8H、11H利用】7:00～7:14 150円、18:16～18:45 300円、18:46～19:00 150円 ※延長保育は 満1歳より利用可	有	
7:00～18:00	18:01～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:31～20:00	【8H利用】7:00～8:30 16:31～18:00 150円/30分 【8H・11H利用】】18:01～20:00 150円/30分 ※延長保育は6か月以上より利用可 ※最大料金の設定あり	有	

保育施設詳細

※R9.4在籍可能人数（予定）は、空き情報ではありません。

●新井・高幡・程久保・三沢・百草

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）								園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
あらい保育園	日野市	S45.4.1	80	-	8	12	15	21	24	80	あり	なし	3台	高幡不動駅徒歩10分	
たかはた台保育園	日野市	S46.4.1	110	-	15	18	20	23	24	100	あり	なし	10台	程久保駅徒歩7分 高幡不動駅バス5分	
みさわ保育園	日野市	S45.5.1	111	-	15	18	24	25	25	107	あり	なし	6台	百草園駅徒歩10分	
もぐさ台保育園	日野市	S51.5.1	100	6	10	13	17	17	17	80	あり	なし	7台	高幡不動駅バス6分	
むこうじま保育園	（福）菊美会	H26.4.1	150	12	26	28	28	28	28	150	あり	なし	10台	高幡不動駅徒歩6分	
たかはた北保育園	（福）菊美会	H16.4.1	100	10	15	22	23	23	23	116	あり	なし	5台	高幡不動駅徒歩3分	
日野わかば保育園	（福）わかば福祉会	S56.5.1	110	6	21	21	20	21	21	110	あり	2歳以上	11台	多摩動物公園駅徒歩2分	

●平山・上田・南平

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）								園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
みなみだいら保育園	日野市	S46.12.20	110	-	15	18	24	25	25	107	あり	なし	7台	南平駅徒歩10分	
栄光平山台保育園	（福）栄光会	H21.4.1	24	-	-	-	-	12	12	24	あり	3歳以上	あり	平山城址公園駅 徒歩20分	
栄光保育園	（福）栄光会	S55.4.1	106	13	22	21	22	22	21	121	あり	3歳以上	10台	平山城址公園駅 徒歩5分	
つくしんぼ保育園	（福）つくしんぼ保育園	S46.8.1	100	12	16	18	18	18	18	100	あり	3歳以上	13台	高幡不動駅徒歩17分	

小規模保育事業

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）								園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
たまだいら 1・2 Smile House	(学)宮村学園	H29.4.1	12	-	6	6	-	-	-	12	なし	なし	10台	豊田駅徒歩5分	
マジオたんぼ保育園 日野ルーム	(株)マジオブルーム キッズ	H27.4.1	19	-	9	10	-	-	-	19	なし	なし	無	百草園駅徒歩2分	
栄光ひまわり保育園	(福) 栄光会	H29.10.1	19	3	8	8	-	-	-	19	なし	なし	無	平山城址公園駅 徒歩4分	
ののはな保育園	個人	H27.4.1	10	-	5	5	-	-	-	10	あり	なし	2台	南平駅徒歩2分	
ひのめばえ保育園	(学)AppreSeed 学院	H31.4.1	19	-	9	10	-	-	-	19	なし	なし	10台	豊田駅徒歩10分	

認定こども園

施設名	設置主体	開設	定員	R9.4在籍可能人数（予定）							園庭	制服	駐車場	最寄駅 所要時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
日野・多摩平幼稚園	(学)宮村学園	H20.4.1	18	-	-	-	6	6	6	18	あり	なし	10台	豊田駅徒歩10分
百草台幼稚園	(学)百草台学園	H31.4.1	20	-	-	-	6	7	7	20	あり	あり	7台	高幡不動駅バス7分 徒歩3分
上田せせらぎこども園	(福) 貴静会	H30.4.1	120	9	22	22	23	23	23	122	あり	なし	10台	高幡不動駅徒歩18分
(仮称) 日野ひかり幼稚園	(学)田中学園	R9.4.1	29		5	6	6	0	0	29	あり	あり	無	日野駅・豊田駅バス5分 徒歩2分

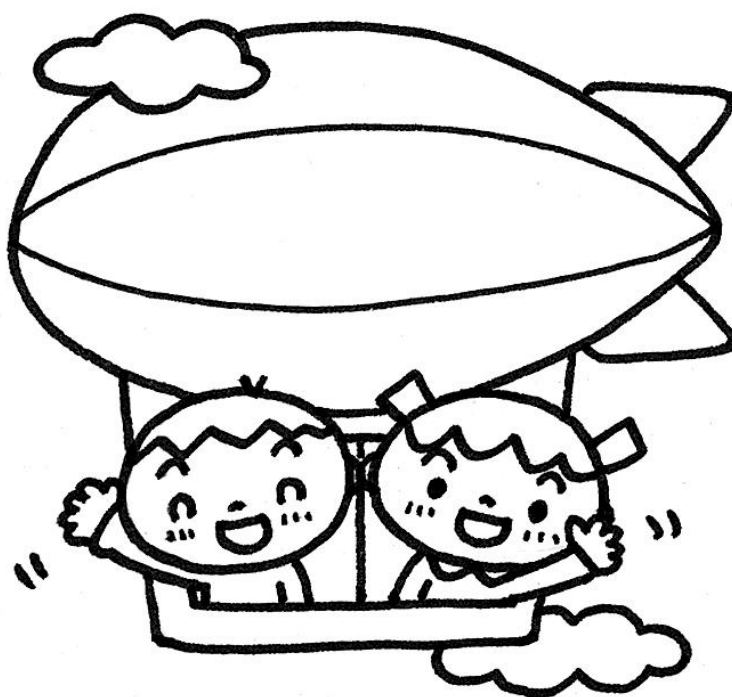
11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～20:00	【8H利用】7:00～8:30 150円、16:30～18:00 150円 【8H、11H利用】18:00～20:00 400円	有	
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～20:00	【8H利用】7:00～8:30 150円、16:30～18:00 150円 【8H、11H利用】18:00～20:00 400円	有	
7:00～18:00	18:01～19:00 (土曜なし)	8:30～16:30	7:00～8:30 16:31～19:00	満1歳以上から利用可 【8H利用】7:00～8:30、16:30～18:00 30分 100円 【8H、11H利用】18:01～19:00 30分 400円 19:01以降 30分 2,000円	有	土曜日は延長保育を実施していません。

11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【8H利用】7:00～9:00、17:00～18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00～19:00 1回700円 月額2,500円	有	令和11年度より民営化
7:00～18:00	18:01～20:00 (土曜なし)	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 (土曜なし)	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	土曜日の延長保育は実施しておりません。 令和10年度末で閉園（予定）となります。
7:00～18:00	18:01～20:00 (土曜なし)	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 (土曜なし)	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	土曜日は延長保育を実施していません。
7:00～18:00	18:00～19:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	満1歳児クラスより 30分 400円	有	土曜日は延長保育を実施していません。

11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	なし	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～18:00	無料	無	駐車場は幼稚園と兼用
7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～18:00の間で個別対応	7:00～19:00の間	30分400円	有	
7:00～18:00	18:01～20:00 (土曜なし)	9:00～17:00	7:00～9:00 17:01～20:00 (土曜なし)	【8H利用】7:00～9:00 17:01～18:00 200円/1時間 【8H・11H利用】18:01～20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり	有	栄光保育園での合同保育（7～7時30分、18～20時、土曜日全日）。土曜日の園長保育は実施していません。
7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～18:00の間で個別対応	7:00～19:00の間	11時間利用については18:00～18:30まで無料 18:31～19:00まで1回300円 8時間利用については30分300円 ※どちらも上限月3,000円	有	敷地内に小庭あり
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	【11H利用】18:00～19:00 15分あたり 150円 【8H利用】7:00～9:00、17:00～19:00 15分あたり 150円	無	敷地内に小庭あり 駐車場は幼稚園と兼用

11時間利用		8時間利用		延長保育料 ※申込方法、詳細は各園へ	土曜保育の有無	備考
基本時間	延長時間	基本時間	延長時間			
7:00～18:00	なし	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～18:00	無料	無	
7:30～18:30	なし	8:00～16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	【8H利用】7:30～8:00 150円、16:01～17:00 200円、 17:01～18:00 200円、18:01～18:30 200円	無	
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～20:00	【8H利用】7:00～8:30 16:31～18:00 150円/30分 【8H・11H利用】18:01～20:00 150円/30分 ※延長保育は6か月以上より利用可 ※最大料金の設定あり	有	
7:30～18:30	なし	8:00～16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	【8H利用】7:30～8:00 200円、16:01～17:00 300円、 17:01～18:00 400円、18:01～18:30 10分ごとに300円 ※令和9年4月新規開設予定のため変更となる場合があります。	有	

認可外保育施設について



18. 概要・施設一覧（認可外保育施設）

(1) 概要

「認可外保育施設」とは、都道府県が認可している認可保育所、認定こども園および市が認可している地域型保育事業（小規模保育事業等）以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称です。

また、幼児教育を目的とする施設（学校教育法に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校を除く）において、概ね1日4時間以上・週5日・年間39週以上、施設で親と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれます。

施設の名称は、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど様々で、その形態や保育の内容も、施設により異なります。

<詳細：東京都福祉局ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai>



(2) 利用申込手続

保護者と施設の直接契約です。利用を希望する施設に連絡し、空き状況や保育料等、利用可能かどうかを確認してください。

施設の選択の際は、インターネット等による情報のほか、必ず見学をして、ご自身の目で確かめ、十分な説明を受けた上で、お子さまを安心して預けられるかどうかを判断してください。

(3) 保育料の負担軽減制度

お子さまが認可外保育施設（市外施設を含む。）を利用した場合には、保育料の負担軽減制度があります。

認可保育施設とは異なり、保護者が施設に保育料を支払った後に、市に補助金を請求していただきます。

補助内容は、ご利用の施設種別、お子さまのクラス年齢、世帯の課税状況などにより異なります。また、国・都の財源を活用しているため、制度が変更となった場合には市からの補助額も変更となる可能性があります。

詳細は市ホームページをご確認ください。

<詳細：市ホームページ>

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029054/index.html>



(4) 市内に所在する施設

①認証保育所

クラス年齢 (類型)	施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号	開所時間	受入 月齢	給食
0歳～5歳 (A型)	第四暁愛児園	(株)暁コーポレーション	40	旭が丘3-1-3	583-3939	7:00～20:00	8週～	あり
	ピノキオ幼児舎 富士ライフ豊田園	富士ライフケア ネット(株)	120	多摩平1-14-97	589-6566	7:00～20:00		
	第三暁愛児園	(株)暁コーポレーション	40	多摩平2-5-1 クレヴィア豊田多摩平の森 RESIDENCE 1階	583-4152	7:00～20:00		
	まなびの森 保育園 日野プチ・クレイシュ	(株)こどもの森	40	日野本町3-10-3 ケービーエムビル2F	582-2224	7:00～20:00	3か月～	
	さわらび保育園	一般社団法人 さわらび会	40	日野本町4-27-5	581-0731	6:30～19:30	4か月～	
	第二暁愛児園	(株)暁コーポレーション	40	栄町1-43-3	581-3590	7:00～20:00	8週～	
京王キッズプラッツ高幡	(株)京王子育て サポート	40	高幡1009-4 京王アンフィール高幡2階	593-5550	7:00～20:00			
0歳～2歳 (B型)	暁愛児園	個人	29	多摩平3-28-10	583-8713	6:30～19:30		8週～
	金子ベビーホーム	個人	18	多摩平6-16-9	581-5387	7:00～20:00		

※毎月1日現在の空き状況は、市ホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029177/1029282/1029056/index.html>



②企業主導型保育事業

クラス 年齢	施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号	開所時間	受入 月齢	給食
0歳～2歳	ぽかぽか保育園多摩平	(株)会議室コン シェルジュ	12	多摩平3-1-1 トゥモロープラザ1階	050-3822-2657	7:00～21:00	各施設に 問合せ	あり
0歳～5歳	多摩平たから保育園	株宝の森	19	多摩平2-4-1 イオンモール多摩平の森	042-843-2509	7:30～18:30		
0歳～2歳	えいせいかい保育園	医療法人社団 英世会	19	万願寺3-3-7	042-843-2851	7:30～19:30		
0歳～2歳	ぽかぽか保育園豊田	(株)会議室コン シェルジュ	19	豊田3-32-30 フォルトゥーナ1階	050-3822-2657	7:00～21:00		

③その他の施設

各ホームページでご確認いただけます。

■ 東京都福祉局（届出のある施設一覧）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran>



■ 日野市

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029119/1012605.html>

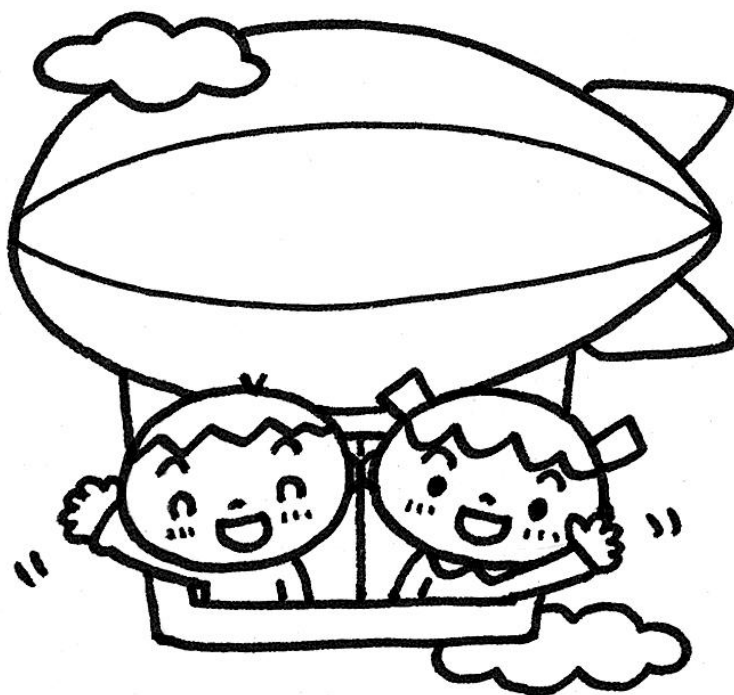


■ 「ここ de サーチ」

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029011/1029068.html>



幼稚園・
認定こども園(幼稚園枠)について



19. 概要・施設一覧（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、学校教育の始まりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもあります。

それぞれの特色を活かした創意工夫あふれる幼児教育を行い、また、小学校入学に向けた就学前教育にも取り組んでいます。

Q1 幼稚園と保育園には、どのような違いがありますか。

➡ **幼稚園** 幼児の「学びの場」を提供する、学校教育法に基づいた学校です。
1日の中で昼食時間を挟んだ4～5時間程度の教育時間を設けている施設です。
教育時間の前後に、預かり保育を実施している施設もあります。

保育園 児童福祉法に基づいた児童福祉施設として、乳幼児の「養護及び教育を一体的に行う場」です。家庭の保育を必要とする理由を踏まえ、1日8時間以上の保育時間を設けています。

このような制度の違いから、幼稚園と保育園は対象年齢や保育・教育内容、設置主体など様々な相違点があります。

一方で、同じ就学前教育施設として、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期における幼児教育の場としての役割を担っています。

Q2 私立幼稚園を利用する場合の補助制度はありますか。

➡ あります。私立幼稚園に在籍する園児の保護者に、保育料と入園料等の一部を補助しています。
詳細は、幼稚園入園後にご案内します。

Q3 幼稚園の「預かり保育」について教えてください。

➡ 通常の教育時間（例：9時～14時）以外の時間に、保育を必要とする場合に、在籍する園でお子さまをお預かりする事業です。園によっては、長期休暇中も実施しています。
預かり保育の料金（利用料）は園によって異なりますが、一般的には、1回数百円程度から、月額数千円程度まで幅があります。
保護者が就労等により保育ができない状況にあるお子さまは、事前に認定を受けることで、利用料の助成を受けられる場合があります（上限額あり／おやつ代・給食代などは対象外）。

(1) 市立幼稚園

	所在地	電話	定員	受入年齢	保育時間
第二幼稚園	平山 4-5-4	591-4125	65 人	4・5 歳児	月～金曜日 9：00～14：00 (水曜日は 12：00 まで)
第七幼稚園	旭が丘 2-42	586-3770	130 人		

- ▶入園資格：日野市に在住し、住民登録があること。
- ▶費用：入園料・保育料 0 円、活動費 1,200 円（月額）、その他実費負担あり。
- ▶お弁当：水曜日を除く週 4 日、お弁当持参
- ▶制服：園服・園帽・かばん
- ▶送迎バス：なし（各家庭による送迎）
- ▶2・3 歳児を対象とした登録制度「ぷちっこエントリー」もあり。
- ▶問合せ：各園へ（入園年度前年の市広報ひの 10 月号にて募集案内を掲載）

<詳細は、市ホームページ>

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029208/1029051/index.html>



(2) 認定こども園（幼稚園枠）・私立幼稚園

詳細は、各園にお問い合わせください

■認定こども園（幼稚園枠）

施設名	運営主体	新制度	電話	所在地	認可定員	受入年齢	保育時間 (午前保育日がある場合あり)	預かり保育時間	プレ	給食
日野・多摩平幼稚園	学校法人	○	581-0436	多摩平2-9-3	309	満3～5歳	8:30～13:30	◆月極利用 7:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金) ※満3歳児は終了後～15:30(月～金) ◆単発利用 8:00～開始前(月～金) 終了後～16:30(月火木金) ※満3歳児は終了後～15:30(月火木金)	○	月火木金 ※預かり月極利用者は月火水木金
百草台幼稚園	学校法人	○	591-1729	百草999百草団地2-5-4	220	満3～5歳	9:00～14:00	7:30～開始前(月～金) 終了後～18:30(月～金)	○	月火木金
上田せせらぎこども園	社会福祉法人	○	843-1722	上田488-2	9	3～5歳	9:00～13:00	8:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)		月～金
(仮称)日野ひかり幼稚園	学校法人	○	581-4765	多摩平6-27-7	160	3～5歳	9:30～14:00	8:00～開始前(月～金) ①終了後～18:00(月～金) ②終了後～15:00(月火木金) 終了後～12:30(水)	○	月火木金

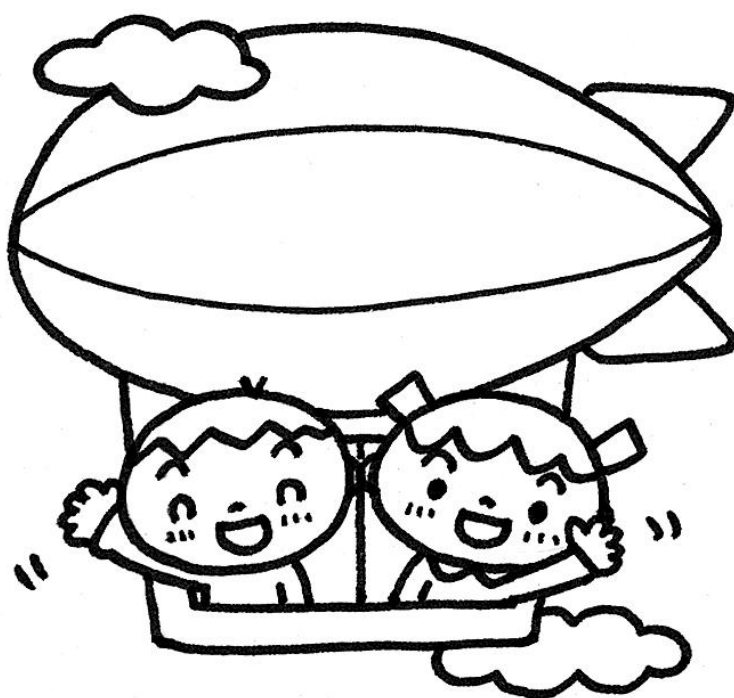
■私立幼稚園

施設名	運営主体	新制度	電話	所在地	認可定員	受入年齢	保育時間 (午前保育日がある場合あり)	預かり保育時間	プレ	給食
日野台幼稚園	宗教法人	○	581-2615	多摩平4-8-1	175	満3～5歳	9:00～14:00	8:00～開始前(月～金) 終了後～17:30(月～金)	○	無
欣浄寺みのり幼稚園	学校法人	○	583-7721	日野本町4-16-25	210	満3～5歳	9:00～14:00	7:30～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)	○	火水木
日野ふたば幼稚園	学校法人		581-3828	東豊田2-20-2	315	満3～5歳	9:00～14:00	7:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)	○	月火木金
光塩日野幼稚園	学校法人		592-5526	程久保4-7-10	350	満3～5歳	9:30～13:30	7:30～開始前(月～金) 終了後～19:00(月～金)	○	月火木金
日野わかさ幼稚園	学校法人		591-1688	落川943	175	満3～5歳	9:00～14:00	8:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)	○	月火木
杉野幼稚園	学校法人		591-3515	百草1006-2	315	満3～5歳	9:00～14:00	8:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)	○	月火木金
日野しらゆり幼稚園	学校法人		582-1772	新町1-14-1	245	満3～5歳	9:00～14:00	8:00～開始前(月～金) 終了後～18:00(月～金)	○	月火木金

(注)

- ▶令和8年9月1日時点の情報です。
- ▶日野・多摩平幼稚園、百草台幼稚園、上田せせらぎこども園、(仮称)日野ひかり幼稚園は、認定こども園のため、それぞれの幼稚園枠について記載しています。
- ▶新制度：子ども・子育て支援新制度に移行した園で、原則として、利用者負担額(保育料)が無償となります。ただし、実費(文房具費、行事費等)やそれ以外の上乗せ分(教育・保育の質の向上を図るための費用＝特定負担額)が、かかります。
- ▶預かり保育：教育時間開始前または教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動
- ▶満3歳：満3歳児(満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児)の受入れ
- ▶プレ：未就園児(主に当該年度に満3歳の誕生日を迎える2歳児)の受入れ
- ▶園バス：上田せせらぎこども園・日野台幼稚園を除く全ての園で送迎バスを運行しています。園バス利用についての詳細は、各施設に確認してください。

申請書類について(参考)



20. 参考

同意事項

以下の項目内容を確認いただき、申込時点で該当しない項目を含め、全ての同意欄に☐を入れてください。

	項目	同意
1	しおりの内容を理解・把握した上で申込みをしてください。	☐
2	申込書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、申込児童の入所決定を取り消すことがあります。この場合において、入所決定取消しに異議は申し立てられません。	☐
3	利用調整は、申込締切日までに提出された書類により行います。締切後に提出された書類は、翌月利用調整から考慮します。	☐
4	勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	☐
5	《令和8年1月1日現在または令和9年1月1日現在、日野市内に住民登録がない場合》 日野市に転入予定で申込みをする場合は、個人番号提供書または課税（非課税）証明書を郵送、電子提出または保育課窓口へ提出してください。 令和9年4月～8月入所申込：令和8年度住民税情報、令和9年9月～令和10年3月入所申込：令和9年度住民税情報が必要となります。税情報が未申告の場合は、各年1月1日現在に住民登録がある自治体の住民税担当課への申告が必要になります。	☐
6	《64歳以下の祖父母と同居している場合》 ※二世帯、世帯分離含む 令和9年4月1日時点で64歳以下の同居祖父母が保育にあたれない理由がある場合は、そのことを証明する書類（就労証明書、診断書等）を提出してください。	☐
7	《ひとり親の場合》 「離婚届受理証明書」「戸籍謄本」「ひとり親家庭等医療証」「児童育成手当受給証明」「児童扶養手当受給者証」いずれかの写しを提出してください。	☐
8	《同一世帯内（申込児童含む）に障害者・難病の方がいる場合》 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当受給証明書」「障害基礎年金の年金証書」または診断書等で難病であることが確認できる書類のいずれかの写しを提出してください。	☐
9	《兄弟姉妹同時申込の場合》 ※しおり22ページを必ず確認してください。 ① 「同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用する」または、「同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する」を選択した場合、申込児童のうち一人が利用決定でも、他の申込児童が利用不可の場合、全員が待機となります。 ② 「一人だけが利用できる場合でも保育施設を利用する」を選択し、一人だけ利用決定となった場合であっても、就労等の在園要件を満たさなければ退所となります。	☐
10	《保育希望理由が【労働】の場合》 申込時に提出される「就労証明書」に基づいて利用調整を行います。申込時の勤務先や労働条件が、入所時に変更されていた場合、退所となる場合があります。 《保育希望理由が【内定(労働)】の場合》 入所が決定した場合は、入所月の月末までに労働を開始し、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。期日までに労働を開始できない場合は退所となります。	☐
11	《保育希望理由が【出産】の場合》 入所期間は、出産予定月とその前後2か月です。期間満了時に必ず退所となります。 ※入所中に労働を開始しても、在園期間は延長されません。	☐
12	《保育希望理由が【疾病・負傷・障害】の場合》 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「自立支援医療受給者証（精神通院）」、「特定医療費（指定難病）受給者証」のいずれかの写し、または「診断書（疾病等の状態と保育にあたれない旨が記載されたもの）」を提出してください。	☐
13	《保育希望理由が【介護】の場合》 要介護者の介護度がわかるもの（「診断書」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳」「介護保険被保険証」）いずれかの写し、及び介護者の「スケジュール表」を提出してください。	☐
14	《保育希望理由が【就学】の場合》 「スケジュール表」「カリキュラム（時間割等）」「学生証（または在学証明書）」を提出してください。就学内定の場合は、「合格通知」を提出してください。 ※国・都道府県・市町村の職業訓練施設等または学校教育法に定める学校等に通学している場合に限りです。	☐
15	《保育希望理由が【求職】の場合》 入所期間は、3か月です。入所後、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。指定期日までに労働が開始できない場合は退所となる場合があります。	☐

	項目	同意
16	《育児休業取得中または取得予定の場合》 新規で入所が決定した場合は、入所月の翌月1日（1日が日曜日など休業日の場合でも、2日付けの復職はできません。）までに、申込時の勤務先に同条件（雇用契約を変えない）で復職の上、指定期日までに「復職証明書」を提出してください。翌月1日までに復職できない場合や申込時の勤務先に同条件で復職しない場合は退所となります。（育児短時間勤務の利用は可能です。）	☐
17	《転職する場合》 利用調整は、申込時に提出される「就労証明書」に基づいて行います。申込時の勤務先や就労状況、雇用契約時間数等が入所時に変更されていた場合、退所となることがあります。転職する場合は、入所（転所）した月中に申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労開始と「就労証明書」の提出が必要となります。	☐
18	《転所希望の場合》 転所決定後は、現在利用している施設には別の児童が入所決定しているため、いかなる理由でも転所先の決定辞退はできません。希望保育施設は、必ず通える園のみを記入してください。市外認可保施設から転所される場合も同様です。 ※転所の意思がなくなった場合は、速やかに申込みの取下げを行ってください。	☐
19	《希望保育施設について》 希望保育施設については、保育内容（保育方針、慣らし保育、開所時間、延長時間）等を必ず確認してください。なお、希望保育施設は通える施設を記入してください。 ※保育施設により受入年齢が異なります。必ずご確認の上、ご記入ください。 ※4月1次利用調整で決定した保育施設を辞退した場合、2次利用調整の対象となりません。 ※希望施設の変更は、電子（インターネット）・郵送・窓口での受付となり、電話での変更はできません。	☐
20	《申込みを取り下げる場合》 保育施設の申込みが必要なくなった場合には、速やかに「施設利用調整申込取下書」を保育課へご提出ください。	☐
21	《認定こども園を希望している場合》 しおり7・23・41・51ページの内容を確認してください。 ※利用調整は、認定こども園を第1希望にしている児童が優先されます。	☐
22	《小規模保育事業を希望している場合》 しおり7・41・50ページの内容を確認してください。「ひのめばえ保育園」の進級先は「幼稚園」となります。	☐
23	《転出予定がなく、市外の保育施設を希望する場合》 希望する施設が所在する区市町村によって申込締切日、必要書類、申込条件、希望施設記入数の上限等が異なりますので、所在する区市町村に直接確認してください。必要書類等確認後、希望する施設が所在する区市町村の申込締切日の1週間前までに、必要書類を日野市保育課の窓口提出してください（郵送可）。また、教育・保育給付認定・利用調整に必要な個人情報を相手先自治体に提供します。	☐
24	《申込児童を認可外保育施設等または一時保育等に預けている場合》 市外認可保育施設、認可外保育施設、緊急1歳児等受入事業を利用している場合は、保育受託証明書（在所施設代表者が記入）または保育施設の契約書の写しを提出してください。一時保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッターに預けている場合は、利用した日付・時間がわかる領収書をご提出ください。 ※保護者が産前産後休業・育児休業・その他休業を取得中の場合は、利用調整指数の加点対象外となります（市外園を除く）。加点対象は、施設が所在する地方公共団体に届出済みの施設です。	☐
25	《申込児童に食物アレルギー等がある場合》 保育施設では医師の診断に基づき除去食の対応を行っていますが、重度の食物アレルギーや宗教上の理由などによる制限には対応できない場合があります。そのため、お弁当の持参をお願いする場合があります。施設側の受入態勢については希望施設に事前に相談し、確認を行った上で申込みをしてください。	☐
26	《申込児童が障害児等の場合》 しおり1ページ目の内容をよくお読みください。申込前に必ず全ての希望施設への問い合わせを行い、症状や発達の段階について各施設長に相談していただき、施設側の受入態勢について確認した上で、申込みをしてください。また、添付書類については、29ページ⑦⑩を参照してください。	☐
27	《あらい保育園、みなみだいら保育園を希望している場合》 あらい保育園が併設される「都営日野新井アパート」と、みなみだいら保育園が併設される「都営日野平山アパート」は、東京都による団地建替え工事が進められています（→しおり48ページ）。	☐
28	《栄光平山台保育園を希望している場合》 栄光平山台保育園は令和10年度末で閉園となります。閉園に向けて段階的に受入れの停止を行っております。	☐
29	《入所が決定した場合》 決定した園から要請があった場合、保護者連絡先や申込児童の健康状況などの情報を保育課から提供します。	☐

以上の項目について同意します。

保護者氏名

申込児童名

児童生年月日

年 月 日

申込時における健康調査票

- 【記入するにあたって】
- ・ □の該当項目に「✓」をし、必要事項を記入してください。
 - ・ 各項目、記入漏れのないようにお願いします。
 - ・ 児童一人につき1枚必要です。複数名申請する場合はコピーし、ご利用ください。

ふりがな 児童名		男 ・ 女		生年月日		年		月		日生(歳 か月)	
保護者氏名				保護者連絡先				(* 日中連絡がつくところ)			
		妊娠期間 (週 日) ・ 出生時の体重 ()g ・ 現在の体重 (g・kg)									
出生に関して	□ 特になし										
	□ あり	出生時の状態	仮死 ・ 黄疸 ・ その他 ()								
		入院期間	NICU ()日間 ・ その他 ()日間 ・ 現在入院中 * 退院された際は、市に電話連絡をください 〔 疾患名と入院理由 〕								
		治療内容	保育器 ・ 酸素療法 ・ 人工呼吸器 ・ その他 () 〔 具体的な治療理由と治療内容(手術も含め) 〕								
健康状況について	□ 特になし										
	□ あり	病名									
		手術歴	☐ なし ☐ あり (年 月) ☐ 予定あり (年 月) 〔 病名および手術内容: 〕 保育園生活での配慮点:								
		かかりつけ医	病院名: 診療科:								
		通院頻度	☐ 定期通院 (回/年) ☐ 経過観察のみ ☐ 通院なし								
		治療状況	☐ なし ☐ あり 〔 現在の治療と今後の見通し: 〕 内服薬:								
		ひきつけの経験	☐ なし ☐ あり (熱性けいれん・てんかん・その他) 発作時薬 ☐ なし ☐ あり (薬名) 発作回数 約 回 〔 てんかん発作の場合は、診断名・発作の状態・配慮事項を記入してください 〕								
		医療的ケア	☐ なし ☐ あり 医療的ケア児受入ガイドラインに沿って対応します。なお、医療的ケアは、 自宅での生活も含みます。申込前に市に相談してください。								
発達経過	現在までの発達した経過をご記入ください 首のすわり (なし ・ か月) 寝がえり (か月) おすわり (か月) はいはい (か月) つかまり立ち (か月) 歩き始め (か月) 人見知り (いいえ ・ はい 歳 か月)										

【裏面あり】

診断書等	診断書		☐ なし ☐ あり（診断名： ） ☐ 予定あり（診断名： ）
	手帳の交付		☐ なし ☐ あり（身体障害者手帳・療育手帳 級・度） ☐ 予定あり
その他	健診での指導		☐ なし ☐ あり（ か月・歳児 健診） 指導内容（ ）
	日常生活について医師に指導を受けていますか		☐ なし ☐ あり （ ）
	病気・ことば・その他の発達について、相談している病院や専門機関はありますか		☐ なし ☐ あり 病名や症状（ ） 病院や専門機関（ ）
	行動や発達面で気になることがありましたら記入してください		
	健康面で気になることがありましたら記入してください		
食物アレルギー	☐ 特になし		
	☐ あり	医師の指示による現在の除去食物	☐ なし ☐ あり 除去食物（ ）
		アナフィラキシーショック	☐ なし ☐ あり 原因食物（ ）
		エピペン・ネフィー処方	☐ なし ☐ あり（ ☐ エピペン ☐ ネフィー ）

証明日より3か月有効

就労証明書

証明日 西暦 年 月 日

【注意】

- ① 提出前に内容をご確認ください。
- ② 修正がある場合は、会社印または担当者印を該当箇所に押印していただく必要があります。
- ③ 73 ページに白紙版がありますので、コピーしてご活用ください。

内容が正しく記載されているかをご確認ください。
※証明日が空欄の場合は、受付できません。

※白紙版があります。

業種 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業
☐ 不動産業・物品賃貸業
☐ 医療・福祉
☐ その他()

1	業種	☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()											
2	フリガナ 本人氏名												
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間		年 月 日							
4	本人就労先事業所	名称											
		住所											
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託											
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
		一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週			
	就労時間 (変則就労の場合)	平日		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)	
		土曜		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)	
		日祝		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む)	年月		年		月		年月		年		月		
	日/月		時間/月		日/月		時間/月		日/月		時間/月		
	日/月		時間/月		日/月		時間/月		日/月		時間/月		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年 月 日		～		年			
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		期間		年 月 日		～		年 月 日			
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由		☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()		期間		年 月 日		～ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年		月		日					
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年 月 日		～					
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無											
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定											
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
17	単身赴任期間(予定含む)	年		月		日		～		年		月	
18	備考欄												
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名							
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名							
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名							
				年 月 日				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					

[2]本人氏名、[3]雇用期間(無期・有期にチェック)が記載されている。
※無期の場合は、就労開始日の記載が必要です。

[6]就労時間(固定就労の場合)または就労時間(変則就労の場合)どちらかに記載がある。

[7]直近 3 ヶ月の就労実績が記載されている。
育休中の場合は産前休業に入る前の 3 ヶ月です。

[9]育児休業等取得の場合は、記載されている。

保護者記載欄
[19] 申込児童の他に未就学児がいる場合も、記載してください。

スケジュール表の記入が必要な方は、
「保育希望理由」が介護・就学の方
です。

児童名	
生年月日	年 月 日
在籍施設	

ス ケ ジ ュ ー ル 表

介護・就学の状況について次のとおり申告します。

(あて先) 日野市長

氏名		児童との関係	
内容	介護(要介護者名	児童との関係	) ・ 就学

<一週間の状況(平均的な状況を具体的に記入してください)>

	記入例	記入例	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	(就学)	(介護)							
1時									
2時									
3時									
4時									
5時									
6時									
7時		8:00~9:00							
8時	↑ 8:30~ ↓ 10:00	食事介助							
9時	↑ 国語 ↓	9:30~11:30							
10時	↑ 10:30~ ↓ 12:00	病院付添							
11時	↑ 数学 ↓	× 昼食							
12時	昼休み	食事介助							
13時	↑ 13:00~ ↓ 14:30	13:00~							
14時	↑ 英語 ↓	× 家事							
15時	↑ 15:00~ ↓ 16:30	14:30~ 散歩付添							
16時	↑ 理科 ↓	16:00~							
17時	↑ 17:00~ ↓ 18:30	買い物 × 家事							
18時	↑ 社会 ↓	18:00~ × 食事介助							
19時		19:00~ 入浴介助							
20時									
21時									
22時									
23時									
24時									

★就学の場合は、以下を記入してください。

就学の内容	(具体的に)
就学期間	年 月 日 ~ 年 月

- ・年間カリキュラムスケジュール・時間割を提出してください。
- ・学生証のコピーまたは在学証明書を添付してください。

個人番号(マイナンバー)提供書

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく子どもための教育・保育給付または子育てのための施設等利用給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関し、個人番号(マイナンバー)を下記のとおり提供します。

申請する保護者											
住所	(〒 -)										
(フリガナ)		児童との続柄				生年月日					
氏 名						年 月 日					
連絡先	電話(日中連絡がつく番号) TEL — —										
個人番号 (マイナンバー)											

申請児童													
氏名	生年月日			個人番号(マイナンバー)									
フリガナ	年 月 日												
フリガナ	年 月 日												

申請児童・申請者以外の同居家族													
フリガナ 氏名	生年月日			児童との 続柄	個人番号(マイナンバー)								
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												

	父	母
令和8年1月1日現在 住民票があった自治体	日野市内・日野市外(市・区)	日野市内・日野市外(市・区)
令和9年1月1日現在 住民票があった自治体	日野市内・日野市外(市・区)	日野市内・日野市外(市・区)

【提出方法】裏面を参照してください。【裏面あり】

【提出方法】以下の書類の写しを貼り付けてください。(保護者両名分)

- ①個人番号カードの写し(表面・裏面)または個人番号を確認できる書類
- ②本人確認書類 ※個人番号カードの写しを提出する場合は不要

貼付欄

【提出書類】

個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カードをお持ちでない場合
○個人番号カードの写し (表面・裏面)	(1)個人番号を確認できる書類【下記書類のうち、いずれか1つ(写し)】 ○個人番号通知カード ※氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または、 正しく変更手続されている場合に限り利用可能です。 ○個人番号が記載された住民票 ○個人番号が記載された住民票記載事項証明書
	(2)本人確認書類(公的機関が発行した顔写真付きの証明書) 【下記書類のうち、いずれか1つ(写し)】 ○運転免許証 ○パスポート など ※氏名・生年月日を確認できるもの (※)本人確認書類がない場合【下記書類のうち、いずれか2つ(写し)】 ○健康保険証 ○介護保険被保険者証 ○年金手帳 ○児童扶養手当(特別児童扶養手当)証書 等 ※氏名・住所または氏名・生年月日を確認できるもの

証明日より3か月有効

就労証明書

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	生年月日
	本人氏名	年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日

MEMO